

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

(2 月 23 日)
(第 3 号)

第3号
2月23日

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

第3号

○平成24年2月23日（木曜日）

議事日程（第3号）

平成24年2月23日（木）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	謙順
37	番	中森	博文
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆

40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書記 (議事課副課長)	藤 野	久美子
書記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	安 田	敏 春
副 知 事	江 畑	賢 治
政 策 部 長	小 林	清 人

総務部長	植田 隆
防災危機管理部長	大林 清
生活・文化部長	北岡 寛之
健康福祉部長	山口 和夫
環境森林部長	辰己 清和
農水商工部長	渡邊 信一郎
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	稲垣 清文
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	山川 進
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	東地 隆司
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	丹保 健一
教 育 長	真伏 秀樹
公安委員会委員	田中 彩子
警察本部長	斉藤 実
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員	岡	喜理夫
人事委員会事務局長	堀 木	稔 生
選挙管理委員会委員	沓 掛	和 男
労働委員会事務局長	小 林	正 夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。47番 貝増吉郎議員。

〔47番 貝増吉郎議員登壇・拍手〕

○47番（貝増吉郎） おはようございます。

雨も上がって久しぶりにこの5階から外を見ると、雲海の上に山があると、きれいな心さわやかな日であるんですけども、久々、1年ぶりの登壇、大変余裕のない状態で本会議場に臨んでいる桑名市・桑名郡選出、貝増吉郎でございます。

今日は一般質問、今日から始まっている百三十何日間の長丁場の一般質問初日、トップバッター、2番が何でもできる議員でございますもので、ちゃんと着実に送っていただけるように、どんな手だてを講じてでもこの質問は何とか壘に出られるような質問にしたいなと思っております。

それと、今日は、うれしいことには、皇太子殿下の52回目の誕生日、そして、先般は、天皇陛下の手術の一日も早い御回復を願い記帳をさせていただ

きました。一番に記帳させていただいたのが私で、いみじくも2番、同時にさせていただいたのが2番の奥野議員でございます。そういった連れ添いと一緒に質問をさせていただくという、そんな気持ちで心穏やかにさせていただきたい。

今日はたくさん出させていただいたんですけども、諸般の事情をかんがみたときに、やっぱり質問順序をちょっと変えさせていただく。別にたわいはないんですけども、やっぱり重たい順番にいかなければならないかなと思っています。

まず、最初に、三重の行財政改革から質問に入らせていただきたいと思います。しております。

これについては、このたび知事より示された三重県行財政改革取組についての問題、これは、本県においては北川行革以来、これまで全国的に見て、行政改革はフロントランナーとして取り組まれてきた三重県であります。今回、鈴木知事がみえ県民力ビジョンの着実な推進を図るため、人づくりの改革、財政運営の改革、仕組みの改革という3本柱で新たに行財政改革を進めようとする大きな方向性には、個人的にはおおむね賛同できるものと思っています。しかしながら、行政改革といいますと、とにかく人を減らし予算を削れというマイナス思考の改革のみに終始してしまわないかという点について、私は懸念を感じるわけでございます。

昨年3月の東日本大震災の影響により大きな打撃を受けた本県経済は、いまだ震災前の状態にまで回復したとは言えない大変厳しい状態が続いているわけでございます。震災直後の3月、本県を含む東海地方の鉱工業生産指数は被災地の東北に次ぐ落ち込みを見せ、その後の回復状況も5月の段階では全国で最低水準にあるなど、自動車産業をはじめとした製造業はもとより、各分野において震災の影響を非常に大きく受けとめているわけでございます。

また、それに引き続き9月に発生したタイの洪水は、こうした厳しい状況にさらに追い打ちをかけている形となっております。

今、私が危惧しますのは、行財政改革の推進に当たり、人を減らし予算を

削るというマイナス思考の改革のみでは、このように疲弊した地域経済をさらに一層落ち込ませることにはならないかと心配しております。そこで、私は、改革を進めるに当たっては、マイナスだけではなくプラスの発想でもっと取り組んでいく必要があると考えておるわけでございます。

こうした観点から、2点、お伺いさせていただきます。

まず、最初に、人づくり改革。これは最終案でも、県民の皆さんとの信頼関係を高め、協創、つまり、「協同組合」の「協」に、ともにつくる「創作」の「創」、協創の取組を進めるため、職員の意欲と能力をさらに向上させるとともに、現場を重視し、協創の取組を進めるためのスキルを身につけ、的確な危機への対応ができる職員を育てるなどとされています。そのための具体的な取組として、三重県職員人づくり基本方針（仮称）の策定や、多様な組織との人事交流の推進、高度な専門性と協創のスキル向上に重点を置いた人づくり、新たな研修体系の構築と研修の充実などの取組が明記されておるわけでございます。

このように、職員の人材育成や能力の向上に積極的に取り組んでいただくことは当然大事なことでございます。しかしながら、現場重視や協創の取組を進めるためのスキルは、研修などによって一朝一夕で身につくものではありません。

そこで提案ですが、職員の人材育成の取組に加えて、民間企業などの外部の優秀な人材を積極的に登用、活用していくことを検討されてはいかかなと思います。県内の民間企業はもちろんのこと、本県出身の大都市圏やその他地域の民間企業等で活躍している優秀な人材もたくさんみえます。そんな中、例えば今の時代でございますから、親の介護に帰らなければならない、そういったいろんな諸問題を、悩みを抱えている、そういった第一線で活躍されている優秀な人材もたくさんおみえになります。そういった方が、地元、三重に帰ったとき、もし間に合うなら、ふるさと三重のために一生懸命働いてみたい、そして、家と両立していきたいと。そういう思いの方も全国にはたくさんおみえになると思います。今こそ、知事が特に重視されている

政策である観光施策等いろんな重要施策、あるいは、大事に思っている、これから育てなければならない、そういったときの外部登用がこの部門にも必要ではなからうかと私は思うわけでございます。

人づくり改革の一環として、そのような多様な能力や経験を有する外部人材の積極的な活用を、県職員への登用も含めて検討されてはいかがなものか、まず、お伺いさせていただきます。

もう1点は、財政運営の改革について伺います。

県財政の状況は、平成24年度当初予算の編成に当たって一般職員のカットを行わざるを得ないほど深刻でした。しかしながら、これまで三重県の財政指数は、他の都道府県と比較すると決して悪いとは言われてきませんでした。これは、負債、つまり借金の大きさを示すストック指数である将来負担比率は、比較的良好であることなどを指しているものと思われませんが、一方では、財務構造の弾力性を示すフロー指数である経常収支比率、これは90%を超える高い水準にあり、財政運営の困難さを示しています。したがって、現在の県財政の問題は、借金の大きさよりも経常的な経費に充てる財源が非常に苦しいということです。

さて、三重県行財政改革取組の最終案では、平成27年度までの県財政の見通しを三つのパターンにより推計した中期財政見通しが参考資料として示されました。この件につきましては一昨日の代表質問でも取り上げて、若干重複する点があろうかと思いますが、私はその先の取組が若干違いますので、引き続き質問をさせていただきます。

みえ県民力ビジョン・行動計画には、計画期間中の財政見通しとして、平成26年末の県債残高を平成23年度末よりも減少させる場合の推計が掲載されています。（パネルを示す）財政見通しを資料として、スクリーンに、今、映させていただきます。

この試算によれば、今後、社会保障関係経費や公債費が毎年合わせて100億円ずつ増加、退職手当も200億円を超える高い水準、そういったことの説明も組み込まれていますが、今後の財政状況はより厳しくなるものと言わざ

るを得ません。また、県債残高の目標を達成するためには、歳出の見直しとして、毎年公共事業においては年3%、公共事業以外の施策別財源配分経費については年10%の削減を行うものとされています。しかし、それでもなお生じる財源不足として要調整額が発生するとされている。実際、本当に各年の予算編成においては、財政収支を均衡させるために、より一層の取組が求められているわけでございます。

ここで例えるのもおかしいですけど、我が桑名市も、今日の午後には、知事に、例の松阪市、あるいは津市と同様に、放課後児童クラブの補助申請の要請に県庁に来ると思います。そういったことは、各市町が、これはとりもなおさず、さっきのような一括カットした、そういった弊害が生まれてきているのではなかろうかと思えます。

この件については、私は所管委員会でございますので所管委員会のほうで質問させていただいて、ここではこういった頭出しということにさせていただきますが、こうした非常に厳しい財政状況は理解できる。しかし、例えば公共事業においては、10年前の平成14年度当初予算で1520億円の事業費が計上されていた。今から見たら夢のような時代になる。しかし、今回の当初予算では948億円、過去のピークであった平成8年度の2208億円と比較すると、減少幅というのは50%を超え、57%の減少であります。

じゃ、逆に、当初予算を見てみますと、平成8年の当初予算は7511億円で、今回の6700億円から見ると、当初予算では10.9%の縮小幅です。

こういった57%の縮小と10.9%の縮小。公共予算の縮減は、これは本当に大き過ぎだと思っております。こうした公共事業の大幅な削減は、地域経済に極めて深刻な打撃を与えているわけでございます。

したがって、私としては、中期財政見通しに試算されているような公共事業や施策別財源配分経費などを削減していく取組だけでは、疲弊したこの三重県各地内の地域経済をさらに一層落ち込ませることになるのではないかと懸念している、危惧しているわけでございます。

特に、先ほども申し上げたとおり本県の借金は他の都道府県と比較すると

相対的には小さいものですから、事業費の大半を県債で賄える公共事業の削減についてはより一層慎重にあるべきだと強く申し上げたいわけでございます。

戻りますが、こうした状況を踏まえ、一定の歳出見積もりもやむを得ないと思うが、例えば、今、歳入面で望まれるのは、例えば総務部長がその席に着かれてから、議会の場でも、あるいは私的にも話をさせていただいた、県有財産を売れよと、処分しなさいよと言ったことのとおり、管財が管理している土地などの県有財産の売却や、各地において取組が進んでいるものの三重県ではいまだ実績のない、これも我が会派の竹上議員も強く提唱しておりますネーミングライツなどの新たな財源を確保するなど、歳入確保対策に重点を置いたプラス思考の取組が重要と考えるわけでございます。

具体的にどのような考えで歳入を増やし、そして、県民がそれぞれ満足度のある、幸福感を感じる、そういった行政運営のかじ取りを財政面から見られるか、その辺の考えを篤とお伺いさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、行財政改革のうち人づくりの改革の一環として外部登用の観点について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まさに貝増議員御指摘のとおり、今回、行財政改革では人づくりの改革というのを1丁目1番地に掲げさせていただきました。私自身も大変重要であると思っております、その中では、三重県職員人づくり基本方針（仮称）の策定、それから、多様な組織との人事交流の推進を掲げさせていただいております。

これまでも、民間企業経験者の採用や、国、民間企業などとの人事交流などの取組は行ってきましたが、これまで以上に職員の視野や経験の幅を広げるとともに幅広い人的ネットワークづくりなどを通じて、職員力や協創のスキルなどをより高めていくため、国、他県、市町、民間企業など、多様な組

織との新たな人事交流に積極的に取り組み、平成24年度人事異動から、その拡充を図っていきたいと考えております。

また、平成24年度には、先ほども御紹介しましたが、人づくり基本方針を策定しまして、人材像、能力、こういうのを明確化し、人材育成の手法や進め方などについて検討を行い、新たな研修体系の構築により研修の充実を図ってまいります。

そういう高度な専門性と現場を重視し、協創のスキルの向上に重点を置いた人づくりを進めるためには、外部から人材を受け入れ活用することも有効な方策の一つであると考えておりまして、高度な専門性や多様な能力、経験を有する人材の育成や外部からの登用についても、これは人材発掘も重要でありますので、直近の人事異動だけでなく全般的に人材の発掘も含めて検討していきたいと考えております。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 歳入の確保について御答弁させていただきます。

先ほどスクリーンに映写されましたみえ県民力ビジョン・行動計画におけます財政見通しは、今後の景気の動向や国の地方財政対策の状況により変わり得るものですが、将来世代に負担を先送りせず、平成26年度末の県債残高を23年度末よりも減少させるためには、一定の歳出削減が必要であり、また、しなければならぬと考えております。

一方、予算編成におきましてはあらゆる歳入確保策を講じることも重要であると考えておりまして、具体的な新たな方策といたしましては、一つには、未利用の県有財産を積極的に売却するために、新たにインターネットオークションを利用するとともに、貸し付けなどの手法も検討いたしまして、その有効活用を図っていきたいと考えております。

また、二つ目として、これまで本県で導入実績のなかったネーミングライツにつきましては、例えば新県立博物館の各エリアでありますとかコーナーへの導入など、現在、施設ごとに検討を進めておりますけれども、可能なものから順次導入していきたいと考えております。

また、森林所有者が、森林が吸収する温室効果ガスの吸収量をクレジットとして発行し、企業等に販売しますオフセットクレジット制度も県行造林事業に導入していきたいと考えております。

また、森林づくりに関する税につきましても、外部有識者による検討委員会を設置し検討を始めたところでございますが、来年度中には導入の可否も含め一定の方向を出していきたいと考えております。

また、ふるさと納税につきましては、観光交流会などのあらゆる機会をとらえまして、知事が先頭に立ってPRするとともに、引き続き東京事務所や大阪事務所を中心に県人会や同窓会等での啓発などの取組を進めまして、ふるさと納税の増加につなげたいと考えております。

以上のような取組をはじめといたしまして、これまで取り組んできました県ホームページへのバナー広告の掲載でありますとか、県刊行物への広告掲載など、今後とも、歳入の確保に力を注いでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔47番 貝増吉郎議員登壇〕

○47番（貝増吉郎） どうも、知事の前に植田部長には、もっと突っ込んだ、そろそろ思い切ったことを出していただく必要があるのではなからうかと。石部金吉も大事なんですけども、やっぱり、今はチャレンジの時代。

知事が何のために選ばれたかと、これは、知事の独創性、若さ、そして行動力、これが、我々が推挙したというより、一般県民の方が、この人にかけてみたいと、その思いのあらわれがあので票数になったと。そして、今の議場に席があると。そう思ったときに、我々議会も二元代表制とはいえ、あるいは執行部の職員の皆さん方、県職員の皆さん全員が、やっぱりこの知事、何を考えてくれるんやと、何をしたいんやろうと、しっかりと、私はもっと知事を、逆に内部で引っ張って、意思の疎通、そして、そのチャレンジの芽に、どんどんどんどん水やりをしていただきたい。そして育てていただくことで、すばらしい三重県ができる。

個人的には、知事のポジションというのは2期8年が十分でしょうと。そ

の間に何がやりたいかと。そういった時代の転換期、峠の中を変えていくためには、しっかりとそういった意味での職員の力が必要。そのために、しゃくし定規の答弁よりも思い切ったことが欲しいと。それを言わされないということは、知事はもっと頑張らんとあかんと違うのかと思うと。

そういったことをしながら、いろんなことがありました。県民の思いというのは私は、知事も多分おっしゃったと思うんですけども、今、ここでも言いました。はっきり言わなかったんですけども、若干、県税収入も上がってきております。しかし、この1年、2年前から、県税収入が単純に言えば2000億、人件費や我々の経費も含めて2300億円、この単純で言いあらわすのもなんですけれども、2000と2300、民間企業で言うたら、決算のときには必ずその300を下げるとんとして決算報告しなければ会社はもたないと。支出超過では、これは会社としてはもたない。そういう認識というのはお互いに共有しながら、しっかりと締めるところは締める。しかし、大事なものは大事として守って、それができないことには知事が唱える幸福実感日本一というのは絵にかいたもちに終わってしまうんじゃないかと。だから、それは言うということではできる、やりたい、させてほしいということですから、しっかりと心の中で決めていただいて、頑張っていただけたらと思っ

ているわけでございます。

いろんな答弁の中、ネーミングライツも、愛知県では歩道橋まで全部出している、いろんな地域で。今、新博物館と言いましたけど、それだけではなく、売れるもの、考えられるもの、そういったことをすべて出してしまう。そして、明日の米を買うお金がないという時代は乗り切らなければならないという認識は、私は大事だと思っております。どうかそういった意気込みでひとつ取り組んでいただきたい。

そういったことを言いながら、次の質問に入る前に、やっぱり今朝の話題ですね、知事。

これはさらっというこうと思ったんですけども、やっぱり、今、いろんな答弁を聞いたとき、知事に対する思いの強さ、そして、県民の期待度と考

たとき、いま一度、やっぱり今日の朝刊や、そして、載っておりました知事就任前の記事、何がどうのこうのというより、ここで私が思うより、知事自身の口から、やっぱりこの議場で、そして、議場を通して県民に何かコメントがあればお話ししていただけたらよくわかるんじゃないかならうかと思えます。どうか、知事、その件、個人的なことになると思いますが、この議場を許していただきながらコメントをいただけたら幸いです。お願いします。

○知事（鈴木英敬） 今、貝増議員から御指摘のありました一部報道、本日の件でありますけれども、就任前に顧問に就任させて、お受けさせていただいたのは事実でありまして、一方で、適法にすべて処理をさせていただいております。しかし、知事就任前のこととはいえ、こういう報道が出てお騒がせをしていること、県民の皆さん、そして、議会の皆さんに対しまして心苦しく思っております。引き続き、改めて気を引き締めて県政の運営に当たってまいりたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻のほど、よろしく願い申し上げます。

〔47番 貝増吉郎議員登壇〕

○47番（貝増吉郎） 知事も大変だと思います。我々議員も一緒です。公僕というのは常に、やっぱりチェックをされていると。そういう信念を持って、幾ら唱えていることが立派でも、やっぱり身辺というのはしっかりとしなければならぬと。そういう反省のもとにしっかりと頑張っていたいただきたいなと思っております。

それでは、次に、通告では3番目になっております防災計画についてお伺いさせていただきます。

何か一般質問の冒頭になりますと知事を褒めることばかりになるんですけども、やっぱりこれも就任前からのスタートをしておりますので、就任前、東日本大震災の被災地、知事は肩書もないのにずっと、被災地、東日本を回られたと。地震・津波被害の実情を現地において肌で感じられ、被災地への支援を推進されるとともに、全国に先駆けて、知事に就任するなり津波浸水予測調査を実施し、三重県緊急地震対策行動計画を策定するなど、県内

の防災対策に積極的に取り組まれてきております。これは大変いいことでございますね。

また、この間、東紀州地域を中心に県内に甚大な被害を及ぼした紀伊半島大水害では、迅速にこれも現地に入り、自衛隊への派遣要請や国への要望など、持ち前の行動力を発揮されています。まだまだ東紀州地域の復旧、復興に向けた取組は必要であり、引き続きしっかりと取り組んでいただけたらと思っているわけです。

今回提案された平成24年度三重県一般会計予算やみえ県民力ビジョンで、危機管理、防災・減災対策に重点が置かれておりますが、このような対策は、これも一朝一夕には成り立たない。地道な積み重ねが重要であります。これまでの対策に、知事が考える新たな取組をいかにオーバーラップさせていくか、これがポイントだと考えているわけです。知事は平成24年度の対策を進める上で、どのようなオーバーラップ、つまり知事個人の気持ちをこの中に、県民を守るために特色を出されているのか、これをまずお伺いさせていただきます。

次に、北勢地域防災対策を考える上では、基盤対策も重要であると考えます。津波対策では、私の地元の長島海岸、城南海岸といった地域を、伊勢湾に面したそういった海岸堤防もございまして、脆弱化が進んで対応が必要であり、今、順次工事も進捗を進めていただいているわけですが、しっかりと、より馬力をかけて工事進捗を進めていただきたい。

そんな中、県が現在整備を進めている広域防災拠点については、後で質問される伊賀市の岩田議員も地元サイドから質問されると思いますが、平成24年度には、伊賀地域の整備が進んで完成します。そうしますと、県内では未整備なのは北勢地域のみであります。東日本大震災の甚大な被災状況を見ると、広域災害に対応した拠点の整備というのは不可欠なんです。近い将来の東海・東南海・南海地震が発生する、確実視されている状況の中、地域住民の不安を解消するためには、北勢地域にもやっぱり、県内各地域同様、そのエリアの中で中心的な広域防災拠点の整備は急務と考えますが、今、どこま

で進み、どのように市町との協議を進めているのか、中間状況であっても御説明をいただきたいと思っています。

次に、同じくその項目の中で、防災というのはやっぱり、ハード、ソフト、両輪で進めていかなければならない。ソフトについては、東日本大震災以降、防災訓練の重要性が再認識され、各地で様々な取組が実施されています。特に津波被害が懸念される海辺の地域での取組が進んでいます。

地震被害はまちの中心部でも発生し、その際の被害も甚大で、早急な対応が求められているのは想定内です。地域における防災訓練は基礎自治体である市町が中心に進められるものですが、このことを踏まえ、より総合的な訓練が実施を求められます。

この25日には、桑名市では消防団の協力を得、そして、地域の住民の連携をとり、地震、津波を想定し、500人規模で迅速な住民の避難訓練及び受け入れの訓練が行われます。県、市、住民、関係団体とのコラボで、しっかりと実りのある訓練であることを願っているわけでございます。

そこで、県として、さきに設置した救急搬送のドクターヘリや防災ヘリとの連携や実施に係る技術的な支援など、都市部中心の発災を想定したとき、より実践的な防災訓練の実施を促進するべきではないでしょうか。このことについて県としてどのように取り組まれているのか、以上3点、防災関連の御答弁をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうから2点、まずは、平成24年度当初予算にその思いをどう反映させているのかという点であります。就任以前から東日本大震災の被災地を訪ね、現地で身をもって感じたこと、また、そこから想像される今後の三重県における3連動などへの危機感、こういうものを出発点に取組を進めてまいりました。

また、9月には、本県でも尊い人命が失われるなど、甚大な被害が生じた紀伊半島大水害が発生し、私もすぐに現地入りし陣頭指揮に当たりましたが、改めて災害への備えの大切さを痛感いたしました。このような認識のもと、

本年度は全国に先駆け津波浸水予測調査を実施し、三重県緊急地震対策行動計画を策定するなど、県民の皆様の命と暮らしを守る安全・安心への備えを最優先の課題として取り組んできたところです。

これは、災害発生時に命を守るためには県民の皆様自らが備える、逃げるという自助の行動をとっていただくことが大切であることから、県としても逃げる体制づくりに重点を置いた取組を進めることとしたものであります。

平成24年度予算においても、そういう自助というのが発揮されるような体制や環境整備に重点を置いております。これは、昨日も議長と副議長が宮城県に行っていただき、村井知事ともお会いいただきました。村井知事から、首長が皆さんの命を全部守ると言ったら格好いいけれども、それはできなくて、やっぱり一人ひとりに守っていただかなければならないんだというお話もあって、強く私も思っているところであります。

そういう平成24年度の予算に向けては、具体的には市町が緊急に実施する避難施設整備等の減災対策への支援について平成23年度6月補正後予算を大幅に上回る額を確保するほか、台風12号の経験から災害発生時に被災地への救援ルートを最優先で確保する道路啓開対策の実施、海岸堤防の耐震対策の推進など、基盤整備に必要な取組を進めてまいります。被災地で見聞きしてきたことを踏まえ、地域防災の核となるリーダーの育成や防災教育、小・中学校の防災機能の強化にも取り組んでまいります。さらに、国の被害想定を踏まえた県内の地震被害想定調査を実施し、三重県新地震対策行動計画を策定することとしており、このことにより、総合的な防災・減災対策を計画的に推進したいと考えております。

そして、2点目、北勢広域防災拠点の整備、そして市町との関係でございますが、広域防災拠点、御案内のとおり平成8年度に策定した基本構想に基づきまして、これまで、中勢、伊勢志摩、東紀州地域に順次整備を進めてまいりました。伊賀広域防災拠点整備については、平成24年度の完成を目指して現在進めているところであります。

3連動の被害が危惧される本県では、広域支援部隊の受け入れ、支援物資

の集積、発災時に広域防災拠点の果たす役割は、防災・減災対策を進める上で極めて重要であると考えております。東日本大震災では発災直後に、水や食糧の不足、応急復旧活動に必要な資機材や燃料の不足、支援物資の集積や荷さばきなどの場所の確保ができなかったなど、多くの課題がありました。そのため、平成24年度には、三重県としては広域防災拠点のあり方等について、学識経験者等で構成する広域防災拠点施設構想検討委員会を設置し、既存の広域防災拠点の役割や機能の検証、北勢地域における防災拠点のあり方について検討していくこととしています。

なお、国においても広域的な応援体制の検討が行われており、こうした国の動向も注視しながら進めていきたいと考えております。

北勢拠点の整備につきましては、本年度も市町から、1対1対談の場でも、また、事務的にも御意見や御要望を伺っているところであります。平成24年度からの検討に当たっても、担当部局において市町からの意見をしっかりと伺いつつ、検討委員会の場で北勢拠点のあり方についてしっかり検討していきたいと考えております。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（大林 清） 私のほうからは都市部における防災訓練についての県の取組の状況でございますけれども、災害から命、財産を守るためには、災害に対する危険性を住民の方々が十分認識していただくとともに、いざというときにやはり迅速に対応していただくことが大事だというふうに考えております。そのためには、実際に起こり得る被害を想定した訓練が重要になります。そして、このような訓練を効果的に行うためには、市町において地域特性に応じた詳細な訓練計画を立てることが大事だというふうに考えております。

しかしながら、一方で、人口が集中する北勢地域の都市部での実施につきましては、やはり周辺地域への影響も含めた安全対策や地域としてのニーズ等を勘案しながら訓練内容を検討する必要があると考えております。

県としましては、市町ごとに異なる訓練内容や取組の進度に応じて、地震

対策室の防災技術指導員等によって訓練の企画段階からきめ細かく支援を行っているところでございます。また、県防災ヘリなどを使うことがより効果的な訓練となる場合におきましては、県としても積極的に支援して参加していきたいというふうに考えております。

2月25日には桑名市におきましても広域避難訓練が実施されることになっておりまして、県としましても桑名県民センターも参加して市との通信連絡訓練を実施いたしますし、また、県防災ヘリにつきましても、被災状況の伝達、物資輸送の訓練等に参加をさせていただきます。

このような実践的な訓練を市町の皆さんと連携しながら積み重ねることによって、県全体の防災力の向上を図っていきたいと考えております。

〔47番 貝増吉郎議員登壇〕

○47番（貝増吉郎） 先般、県議会、そして議会改革推進会議及び市町議会との勉強会において、専門の大学教授も言われました。また、質疑の中では、やっぱり特に東紀州の各市町議会の方々がしっかりと勉強もされ、地域の中の対応を、本当に行政と一体となって、町民を守るために何をすればいいかと。そして、県の欠陥も見抜かれたと。いろんな質疑もあった。そういうとき、大学教授はあるとき、自助で逃げることやと。しかし、場所によっては1週間、2週間ぐらいの、そこまで迎えが来ないときもあるかわからん。それだけの備蓄も必要やと言う。本当に、今までのそういった勉強会や討論会とは違う生々しい返事も聞かせていただいたわけでございます。

そう考えたとき、今、知事の考え、あるいは部長が実践している積み重ね、こういったことは、中山間でも海岸部でも、あるいは都会のど真ん中であっても、中心市街地であっても、いろんな面でそれに即したパターンの中で訓練して、体が覚えていく、そしてどうするというところにやっぱり引き続き集中していただきたい。

そんな中で、これも防災関係に入るんですけども、北川部長にお伺いしたいんですけど、さきの代表質問の中で、河川・海岸堤防については、防災工事については、平成21年から空洞調査、136カ所を含めた200カ所について

は4年間かけて10億円の予算で対応していくと。とりあえず平成24年度には2億円で40カ所。つまり、200カ所で10億円ですから1カ所500万円ですね。これを、平成24年度は40カ所、2億円でと、そして、平成25、26、27年度とやられるんですけども、実際にこれで緊急対策にできるんだらうかと。やっぱり、地震津波が入ってくるときには、どこでもそうですけど、河川・海岸堤防というのは一番の玄関口になってくると。そういったときに、今、それも予算の中では毎年の公共事業費の中で対応していくと。

私はさっきの一番目の質問でも聞かせていただいたとおり、公共事業は県債発行してどんどんどんどん、やっぱりこういったときに集中投下をするべきものだ、しなければならぬと。枠の中で削減した3%カット、見直し10%や、そういった中でどんどんどんどん減っていくとき、命を守る担保というのは、やっぱり住民の安心感というのは、そこにはお金がかかってもいいやないのと。そして、市場経済循環にもつながっていく。いろんな意味で、私はさきの答弁についてはちょっと疑問を呈したわけなんですけれども、これについては、今のまま、新しい組み込みは、試算の組み込みはまだしていないという答弁もありました。それについてはどうですかね、見直し追加。
北川部長。

○**県土整備部長（北川貴志）** 今の治水関係の中でも、議員がおっしゃった地震津波対策というのは最優先課題というふうに考えております。

従来から、海岸堤防の整備、液状化対策等も進めておるんですが、ただ、県内の海岸延長、非常に長い中で、当然整備は進めておるんですが、その中でも緊急的に、やっぱり今の機能自体が低下している部分、これはまずは最優先でやらなければいけないだろうということで、今回、4年で200カ所というのを想定しまして、来年度は40カ所2億円の予算を計上しております。ただ、今後とも、やっぱり最優先で、そういった海岸あるいは河川河口部の堤防の整備というものについては、予算の要望のときにでもしていきたいし、また、部としても優先的にそこへ配分していくという考え方でおります。

〔47番 貝増吉郎議員登壇〕

○47番（貝増吉郎） 知事、横で今聞いていたと思うんですが、自分が予算査定すると。そして、その前にいろいろ答弁していただいた。いいことも、本当にこれで大丈夫かなというのも正直あります。しかし、そういったこと、やっぱり、一昨日、知事が自己反省されたように、もっと職員とそういったことについて徹底的な協議をつくる。ましてや就任1年目というのは、半年、1年は、しっかりと部内のそういった関係の職員の皆さん方と意思疎通、そして、思いを受けて、何が大事や、どこをどうしたらやりくりできると、そういったことにもう少し、改めて今回を契機に内部の密なる関係をつくり上げていただきたいと思うわけでございます。期待の大きいほど、やっぱり中身に対するサポートも多いんですから、そういった面で、県民のためにそういった予算絡みの面も、この場で言うのも奥ゆかしいですけども、しっかりと認識をしていただく、それが県民の代弁やと思っていただきたい。お願いしますね。

そんな中で、もう一つ苦情を言わせていただきますよね。

平成23年の各団体が紹介されています。その中で、ある団体の中で、防災に関して県に、執行的、人件費的人件費相当額を何百万か予備費予算計上しなきゃならないと。これは、防災やいろんな関係のイベントに対する人を出したときに、関係者を出したときに、このくらいの経費がかかりますよという予算組みなんですけれども、こういうあらわし方をしたものなんですけれども、やっぱり協議をしたときに、県民あるいは団体とそういったチームワークを組むときに、いろんな面で負担がそういった形でないようにと。先般も、まだまだこれは取り上げる前ですけども、災害ボランティア基金の問題であっても、まだまだ検討、再検討の余地もあるでしょう。一つ一つが現場の中で無理強いをしないで、そして、かつ、やっぱり最高のコーディネーターである県庁は何をしなければならぬかということの認識もいろんな関係者の中で意思統一をしていただいて、そういった指導を各団体にもしてあげたら、悩み深きそういった資料をつくらなくてもいいと思うんです。これはもうこれだけにしておきますけれども、そういった悩み多い団体もある

ということだけ認識してやってください。

それでは、もう最後になってきますもので、三つ目の質問をさせていただきます。国体についてですね。

本当に大丈夫ですか、三重国体って、これは、私は推進派のほうなんですけれども、別に国体がどうのこうのじゃないと。私は今までずっと、県行政、県のスポーツに対する思い入れを聞かせていただいた。県教育委員会も聞かせていただいた。しかし、今回、久々の国民体育大会の招致が内々定したとあって、それで喜び過ぎではなからうかと。

やっぱり、これは私は、昭和50年からですから久々といえば久々ですけれども、今、あの手この手でアスリートを育てよう、トップアスリートを育てるために何をしたらいいか、これは、三重県の体育協会もしっかりと応援していただいている。傘下のスポーツ団体もしっかりと応援してくれている。しかし、どこかで何か足りない。成績は依然として国民体育大会ではあるレベルのところを行ったり来たりしていると。どうしたらいいんやろうということ、何とかしましょうという行き来のやりとりはあっても。

今回、私はそういった観点から、この10年間というスパンが全国に先駆けて、いろんな意味でアスリートを育てるための一つのステップになってくると思うんですよ。この10年間の実証実験が成功すれば当然10年後の国体でもそれなりの成績に行くでしょうし、そして、それ以降も、そのライン、ルールをしっかりとサポートしていけば、三重県というのは上位団体にずっと安定的な地位を築いていけるんじゃないかならうかと。そうすることによって、子どもたちのスポーツに対する夢を実現する機会がいつも自分の近くにあると。そういったことのための活動をこの10年間やっていただきたい。そのためにこの1年目が一番大切だと思うわけでございます。

参考までに、いろいろ資料を用意したんですけども、（パネルを示す）これは昭和50年の国体ですね。ようけ各会場、しかし、県営施設というのは少ないですよ。市町、あるいは民間の施設。こういった形でやられた。これは地図にあらわしますとこういう形で、（パネルを示す）どの地区が何を

やっていたということが一目に見える地図なんですけれども、こうしたときに、当然これから時代は、50年から時代は変わってきておりますけれども、時代は変わっても、この間の施設の老朽化、対応というのは、次、何かあれば、あるときしかしないというのが大体人の考えなんです。そうしたときに、今回、新たに新設というのは難しいかもしれない。しかし、県営施設を増やすわけにいかないと。そうすると当然、市町の施設、あるいは民間の施設をまたお借りして、そういう競技会場として使用させていただく。これは、当然県というのは、あるいは県体協もそうですけど、これは大きな意味でコーディネーター。現場を支えていただくのは市町の実行委員会、あるいは市町の役場、あるいは民間の会社。

そこに対する、これから10年間のうちで、その地域その地域が何をやりたいか、前回と同じ競技を受け入れたいか、あるいは、うちの市はこういう競技にまち自体力を入れておると、だから、こういう競技ができれば受け入れたいと、そういう窓口もつくってきたと、いろんなそういった聞き取りをしていただきながら、そして、それに合わせたサポート、つまり施設整備のサポートもしていただく。

そして、同時に、子どもたちの一番の活動の場である学校施設においても、その学校がトップアスリートをつくる、そういう環境が許される学校であれば、その施設をしっかりとする。それが地域とまた一体となればもう一つうれしいことである。

そうして底辺を順番につくり上げていくことが、10年後にはすばらしいピラミッドができる。そういった観点からにおいて、施設整備の問題、あるいは市町との協議、こういったことをどのようにするか。今年と来年が一番大事なスタートダッシュの時期なんです。10年後、頑張りましょう、頑張りましょうで、県が絵をかきました、よろしいですか、じゃなくて。これをやっちゃおうと「美し国おこし・三重」と一緒になってしまうんです。

知事が東京からトンボ返りしてでも美し国市町対抗駅伝のスタートに立ち会った。だれが考えたって行けるのかなと思ったらちゃんとおったと。そう

いうときに、あのとき地元桑名から成功された瀬古選手、あの方がコメントで言われた、地域のきずながしっかりと成長してきていると。うれしいというコメントを発表された。これを読むだけでもうれしい気持ちになりました。

だから、ああいったトップアスリートが言っていたあの大会を見て、そういった気持ちをつくっていただける、それだけの地盤が、種まきがだんだんできてきたと。だから、駅伝をやめてマラソンじゃなくて、そんな考えじゃなくて、やっぱりあれを続けていく。いや、別に首をかしげやんでもいいんですけども、あれをどんどん育てていくことが、美し国三重づくりよりすごい三重づくりの基礎になる。それが、ひいては今回10年後の国民体育大会、あるいはその前のインターハイ、あるいは国体と同時にされる全国障害者スポーツ大会においても一緒なんです。一つ一つの積み重ね、地域と一体となってやっていく、その中間には、学校の中には、この間の四日市中央工業高校のサッカーではございませんが、いろんな選手が監督を慕い、あるいは子どもが学校を慕いというのと一緒に、私学だけではなく公立学校においても、そういった特待生まではいなくても、勧誘ができる環境づくりも、私は子どもを伸ばすための力になると思っているわけでございます。

テニスの我々の仲間の先輩が言いました。この間も記者会見でコメントも述べました。いい選手を集められるなら集めさせてほしいと。伸ばせられますよと。現場でもそう言っていたらいい。そういった環境づくりをその10年間の中に組み入れていくことが、地域と学校も一体になってアスリートをどんどんどんどんトップに持っていける。そのプロムナードがこの10年間でできると10年先も安心していける。

見てくださいよ。（パネルを示す）昭和50年のとき、あるいは昭和45年から55年まで、前後5年間を入れました。この間、高知県以外はすべて大会を開催した県が総合優勝されている。三重県も当然のごとく、昭和50年の第30回大会では総合優勝されている。1年、2年、3年前から急遽スカウトをし、人を入れ、大会が終わったら順番にまたよその県へ行っちゃうと。じゃ、そのとき採用された職員、関係者、その人たちが何割残っておるか。そう

いう状態ではないと思います。

私は、このピラミッドの1番を、てっぺんをねらうのが国体の喜びではないんです。国体があるから競技の環境整備ができる。アスリート育成ができる。そんな思いの中でございますから、私は、国体に向けた準備、あるいは子どもたちのアスリートをつくる環境整備、そういったことをどのように取り入れていくのか、そういった観点について当局の御答弁をお願いしたいんですが、いかがでございましょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 議員より御指摘いただいたものの中で、市町との関係、やはりその皆さんにやっていただかなければならないというところの部分について私が御説明させていただいて、選手の育成の部分については教育長より答弁させていただきたいと思います。

議員も御指摘のとおり、今回の大会については、県民の皆さんの記憶に残るすばらしい大会となるように、市町や関係機関、団体等としっかりと連携協力していくことが必要だと思っております。特に各市町においては、競技会の運営、あるいはおもてなしボランティアの活用など、多くの方々にかかわっていただかないといけませんので、特に市町との連携は重要であるというように考えております。

会場の選定についても議員のほうから御指摘がありました。会場の選定に当たっては、県、市町、関係団体等から組織する国体準備委員会の中でその基本方針を策定し、あわせて国民体育大会に使用する施設の整備について協議することになります。

本県のスポーツ施設は、先ほど議員からも御指摘があったとおり老朽化が進んでおります。また、国体の各競技施設については、日本体育協会の定める国民体育大会施設基準に適合することが必要です。こうしたことから、平成24年度に県において、県内のスポーツ施設についての現状や整備の必要性などの詳細な調査を行うこととしております。

こうした国体の開催に向けた諸準備については、国体準備委員会を中心に、

市町や関係団体とも十分な情報共有を図りながら進めていきたいと考えております。

なお、会場の施設整備に関して、市町などへの支援、その支援策については、これまでの開催県の状況や本県の競技施設の実態を考慮しながら、国体準備委員会の中で検討することとさせていただきたいと考えております。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 私のほうからは、選手の育成等についての関係の答弁をさせていただきたいと思います。

本県の競技スポーツの状況を見てもみますと、指導者、選手等、やっぱり中心的に活躍していただいていますのは高等学校の運動部というのが多いかなというふうには思っております。

今後、御紹介がございましたように、平成30年には東海ブロックにおきまして全国高等学校体育大会、それと、33年には第76回の国民体育大会の開催が見込まれておりまして、これらの大会の開催というのは、本県の競技力を向上する絶好の機会であるというふうに考えております。特に平成30年の全国高等学校総合体育大会は、三重県を中心に開催されることになっておりますので、国民体育大会の開催を見据え、指導者の養成ですとか選手の育成に取り組む必要があるというふうに考えております。

このため、平成24年度からは新たな取組といたしまして、国内の大会で活躍が期待できる高等学校の運動部を指定いたしまして、合宿、遠征ですとか、選手強化に向けた取組の支援をしていきたいと思っております。

また、施設面におきましても、拠点となります県立学校の体育施設を整備充実させることによりまして運動部活動の強化を図るなど、競技力の向上につながるような取組も検討しておるところでございます。

さらに、指導者の養成でございますけれども、この取組についても従前からいろんな取組を進めてきておりますけれども、平成24年度におきましても中学校、高等学校の実績のある運動部指導者を指定いたしまして研修会等を開催し、指導者としての資質の向上を図っていききたいと思っております。さ

らに、すぐれた指導実績をお持ちの指導者をスペシャルコーチという形で県内の中学校、高等学校に派遣いたしまして、指導者への指導、助言等を行うことで指導者養成をより充実したものにしていきたいというふうに思っております。

こうした運動部活動の強化をはじめ指導者の養成を図ることによりまして、本県競技力の一層の向上に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔47番 貝増吉郎議員登壇〕

○47番（貝増吉郎） 教育長、平成24年度予算の新規の中での夢と感動のスポーツ推進協創プログラム、言葉はきれいですが、やっぱり国体というのは、一つのそれに向かっていくのはいいんですけども、これは、開催が目的じゃないと。今年の山口県みたいに他県から選手を流入させて問題になるような、そんなことはもう二度とないようなことにさせていただきたいし、チャンスはチャンス、10年間のチャンスをいかに教育委員会が施策の中でサポートしていただけるか。それと同時に、知事が先ほどおっしゃったように、各市町とのコラボ、協議の中で一生懸命やっていく、それが競技人口を増やしながらレベルアップにつながる。いろんなことで頑張っていただきたいと思っています。

今日はいろんな質問の中、1番目と5番目というのは、別に見せかけだけではなかったんですけども、聞きたかったんですけども、ただ、予算がついていないと、1番は特に。百何十万円の予算の中で、現場も全部見てきました。あれでいいのかということと、ここはだれがやってもいいなというのと、ああいう短期のイベントというのは、それはすごいものです。新聞にも写った防衛庁の跡なんて、東京ミッドタウンなんて、あれはまたすばらしいところ。あの一角だけでも本当に飯が食えるだろうと。しかし、場所によっては、何を選ぶかと、その先行投資代がこれから問題になる。それを聞きたかったんですけど、まだそこまでは行ってない。しかし、それは、これはこの議会、平成24年度が正式に動き出したときに、一日も早く、やっ

ぱり議会にも、どれだけの投資がかかる。先般の中川議員の質疑もあったように、1億のものを売るのは大変なんです。しかし、逆に、借地権、家賃、いろんな面を考えたときに、億の金がかかってくる。それを県で、議会で承認しなければならぬと。本当に知事提案の中に入ったように、これはまだ1行だけでしたけれども、そういうことを先走りじゃなくて、詰めるところは詰めていただきながらやっていかないことには、多分、会場を設営する、準備するほうも大変になってくると思います。いろんな意味で地域活性化センターの知恵をちょうだいしていると思いますけれども、やっぱり生の足で、そして、生の本当にこの緊縮財政の中で、これを毎年継続に出していいのかという心配もあります。そういったことを聞いたかったですけれども、そこまでの予算計上がまだ次の段階になるんだらうという話も聞いておりましたもので、じゃ、今回はちょっと頭出しして、時間があつたらその辺だけしゃべらせていただこうと、そういう気持ちでありました。

いろんな笑顔を各地で見せる知事の顔もごさいますけれども、途中で差し込んだような事案の問題、しっかりと、あなたは選ばれた人なんです。強いリーダーシップと先般の船中八策、これも大分いいかと、一つ一つ聞こうと思ったんですけれども、私は逆に知事にプレゼントしたいのは、今度、南へ行かれたときに、夏ミカン、鈴木八朔という名前をつけたらどうですか。

そういったことで、今日の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 22番 奥野英介議員。

〔22番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○22番（奥野英介） こんにちは。伊勢市選出の奥野でございます。鷹山なんですけれども、ここへ立つたびに会派の名前が違うのかなという、選挙も2年に1回ぐらいやりながら、会派もころころ変わって、これからは少し落ちつかないかなという、そんな気がしないでもありません。鷹山という名前を、大久保議員、東議員に了解を得てつけたわけなんですけど、上杉鷹山というのが、私はかなり好きなんです。また、隣に座ってみえる中川議員も好

きなんだそうです。

今から50年前、アメリカの大統領に就任したジョン・F・ケネディに、ある日本人記者が質問しました。日本で最も尊敬する政治家はだれですかと問われたら、大統領は即座に上杉鷹山ですと答えました。ところが、その場にいた日本人はだれも鷹山のことを知らなかったということです。

私がこの上杉鷹山を尊敬しているというのは、やはり、知事にそのまま返したいのは、財政改革の上杉鷹山でございますので、頑張って、8年と言わずずっとでも三重県知事を務めていただきたいなと、そんなふうにも思います。

貝増議員が何とか壘に出ましたのでバントで送ろうかなと思いますけど、ホームランを打つつもりで頑張っていきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

新年度に向かって気づいたところ。

平成24年度は、鈴木県政の本当の意味でのスタートであると思います。本年度は知事は、市町長と1対1対談や企業の訪問、さらには、地域で頑張っている皆さんとの車座トークなど、北から南まで精力的に地域を回り、たくさんの人と現場で話をされ、歴史的文化を学び、そういう意味で三重県を知る10カ月であったかなと思います。

今さら申し上げるわけでもありませんが、三重県は北から南まで、産業、人口構造、歴史、文化が異なり、それぞれ地域の特性を踏まえた行政を推進していく必要があろうかと思います。北勢地域には産業力があり、比較的財政力も安定していますが、南勢志摩地域や東紀州地域は第1次産業も非常に厳しい状況であり、財政力も強くなく、主力産業と言えるかどうかわかりませんが観光に力を注がねばなりません。

今般お示しをされたみえ県民カビジョンや行動計画はもちろんのこと、それに基づく平成24年度当初予算は、財政状況が非常に厳しい中で、こうした地域の特性や県民の皆さんの様々なニーズにしっかり対応していこうとする気持ちで編成されたものだと思っていますし、そもそも行政の予算というも

のは一般的に総花的な予算にならざるを得ないことを私も経験上理解しております。

そんな中でも、知事が選挙戦での政策集と平成24年度の当初予算との乖離を少しでも少なくするために苦勞された、その苦勞の部分もかなり見受けられると思っています。しかし、一方で、残念ながら少し乖離があったかなと言わざるを得ない部分もあります。

そこで、少し政策集の記述を絡めて、放課後児童クラブについてお伺いをします。

政策集の「子どもはみんな天才だ！」の中に、全小学校区に学童保育を整備し、同時に質も担保もとありますが、この放課後クラブには長い歴史があることは御存じだと思います。昭和から平成にかけて、その当時の市町村は単独経費に近い形で、小学校区に1カ所施設を整備したり、空き教室を活用したり、また、人の配置の問題、人の配置の問題というのは、3時からですから2時間ないし3時間、そこで1日雇用するというと、その辺の財政的な部分もあって、本当にその辺も超えながら熱心に取り組んでいただいていた保護者の皆さんとともに随分苦勞して今日に至っているわけです。

平成24年度当初予算編成では全般的な歳出の削減という大義があるにせよ、そうした市町が要求する予算額を確保されていないわけですから、市町に対する説明が不十分だった点なども含めて、市町との信頼関係が揺らいでしまうことにもなりかねませんし、知事が苦勞して編成した予算の評価も下がってしまいます。

次世代を担う、知事が言う天才である子どもたちは、大人がひもじい思いをしてでも育てることができなければ、どんなに幸福実感日本一を掲げててもむなしなものとなってしまいます。放課後児童クラブの運営費補助金の所要額が確保されなかったことについて、市町との信頼関係という観点からも、今後どのような対応をお考えなのでしょう。こども局長かな。知事かな。知事ですか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 放課後児童クラブの市町との信頼関係を取り戻すことも含めた今後の対応についてであります。平成24年度当初予算につきましては、極めて厳しい財政状況の中で、事務事業の見直しや選択と集中を図りながら予算を編成しましたが、優先したい施策も財政的に厳しく、十分な対応ができなかった点については残念に思っております。

放課後児童対策は、放課後の子どもの遊び場や安心して過ごせる場所の確保、子育てと仕事の両立支援といった観点から、私の政策集においても重点的課題として位置づけ、現在御審議いただいておりますみえ県民力ビジョンの中でも緊急課題として位置づけ、推進していきたいと考えております。

放課後児童クラブの設置については、市町や保護者の皆さんが熱心に取り組んでいただいた結果、クラブ数も増加しており、支えていただいている現場の皆さんの御努力にも感謝をしているところであります。

私自身も幼少のころ、学童保育に通っていた経験がありますので、その現場の皆さん、そして子どもにとっても大変重要な場所であるということをもつて、特に私は兄弟がいないものですから、学童保育に行くと擬似的にお兄ちゃんやお姉ちゃんが出てきて、私も精神的にも非常に大事なところだなと思っていましたけれども、そういうような思いを持っておりましたが、厳しい財政状況のもと、市町からの要求額の確保に最後の最後まで努めてまいりましたが、結果的に市町の御要望に十分おこたえする予算額の確保をすることができませんでした。そのような状況の中ですが、日々、熱心に活動されている放課後児童クラブの指導員の皆さんへの支援として、これまでの現場の皆さんとの意見交換で強い要望のあった障がい児への対応について、的確な研修を実施するとともに、日々の困り事について電話でアドバイスができるよう体制づくりを検討するなど、できる限りのサポートをしていきたいと考えております。

さらに、今後の事業の推進に当たっては、このたびの市町や現場への説明のタイミングに不十分な点があったことも含めて市町に丁寧な御説明し、市町等との信頼関係をさらにしっかり構築していくため、具体的な取組を検討

し進めていきたいと考えております。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） ありがとうございます。

放課後児童の福祉、また、障がい児と、今回知事もいろんな福祉面でやられています。伊勢新聞にも先日書かれておりましたけれども、福祉って、私も現実やっていて、削減というのは非常に神経を使わなきゃいけない。私はやっぱり、知事は余りにも走り歩いて、そこら辺の神経が行き届いていなかったのかなというような気がしないでもないです。

確かに、限られた予算の中で何かをやれば何かを削らないかん。スクラップ・アンド・ビルドではないんですけど、だけど、子どもの福祉だけは絶対に削ってはいけないというのが、私が一応首長をやっていたときの思いでございます。だから、今回、どこかの市長がいろんなことを言ってこられる。これはやっぱりだめだと思います。やはり、市長会には市長会の会長がおり、町村会には町村会の会長がおり、その人たちと話をしてやっていくのが筋ではないかな、反省していただかないかんのかなと、そんなふうに思います。

そういう意味で、知事、やっぱり、議員も多分反対しないと思うんですよ、子どものためですから。反対したら今度、選挙、落選しますから。そういう意味で、いずれかのときに議員にもきっちり話をして、この放課後児童手当の部分は補正ということも、財源を何とか捻出してから補正ということをやっていたら、これは国と県と市町が3分の1、3分の1、3分の1ですから、予算を上げるときに非常に難しいかわかりませんが、そこら辺も技術的にテクニクを使っていただいて、何とか9月ないし12月ごろには補正をして、子どもたちのために配慮をしていただければと、そんなふうに思いますので、コメントがあれば一言お願いします。

○知事（鈴木英敬） 今、奥野議員から御指摘いただきました。厳しい財政状況の中ですので、今、予算についてどうと申し上げられませんが、いずれにしても、子どものためにということをも十分、今、御指摘いただいたことを胸に、今後の事業の推進に当たってまいりたいと思います。

[22番 奥野英介議員登壇]

〇22番（奥野英介） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

それでは、知事の政策集、みえ県民カビジョン・行動計画との関係については、先般の代表質問で前田議員から、総人件費の2割削減や県債残高の減少などを触れ、質問がございましたので、次の機会があればお尋ねしたいと思ひます。

私も小さな町ですが、首長の経験の中で、当時はマニフェストということがまだ一般的ではありませんでしたので選挙公約でしたが、その選挙公約と現実の町政運営で随分いろんなことを言われました。これは首長としてやむを得ないことだと思ひます。甘んじて受けなければならないところもあります。

しかし、今般知事は、おおむね10年先を見据えた戦略計画であるみえ県民カビジョン案、それを着実に推進するための中期の戦略計画である行動計画案を示され、議会でも十分に議論を尽くした上で議決するわけですから、今後はこのみえ県民カビジョン・行動計画を推進していくことに全力を注ぐべきだと思ひます。議会でもその成果等についてはしっかりと評価し、意見も申し上げたいと思ひます。政策集は今議会で一応区切りとして、焼却処分というわけにはいかないですけど、引き出しにしまっておいたらいかがでしょうかと思ひます。また、平成24年度当初予算において、知事は自己採点85点と言われていますが、24年度末には不合格にならないよう頑張っていたきたいと思ひます。

次に移らせていただきます。

2番目の南部地域活性化局についてでございます。

東紀州対策局を廃止し、伊勢市、玉城町を含む南部地域活性化局としました。当初予算のポイント、施策別概要において、現状と課題、24年度の取組方法が示されております。これは、みえ県民カビジョンの説明や、東紀州地域トップ会議で話されたことが中心となっています。

そこで、昨年11月22日の全員協議会でのみえ県民カビジョン及び行動計画

の最終案についての説明において、南部地域活性化プログラムの対象エリアの根拠を伺ったとき、財政力指数が0.56以下、生産年齢人口の減少率が20年間で10%以上であることを基本に、広域的な取組を進めるため、市町の単位として一定のまとまりを持った地域であることも加味していると答えられました。その際、申し上げましたが、伊勢市や玉城町は財政力指数が0.6を超えており、玉城町は20年間で生産人口も増加しております。対象エリアについて、今さらですが、今でもその考え方には理解ができません。

また、知事は、南部地域活性化局を設置することについて、東紀州対策は後退させないと言われました。1月13日に開催された東紀州地域のトップ会議の冒頭あいさつでも組織改正に触れ、東紀州対策局を南部地域活性化局に改正するが、東紀州対策を一步たりとも後退させることなく、むしろ前へ進んでいくと、東紀州の首長さんの前に約束されています。さらに続け、例えば若年層の雇用の問題や企業の振興の面で、より一層充実した施策を展開するため、東紀州にとってもそのような施策が展開できるように、今日の組織改正があると言われてしています。それでは、さらなる東紀州の活性化の面から、今般の組織改正において、駐在の次長級は副知事級の権限と役割をされるのでしょうか。物事の思いを達成するのは、思いはもちろん大切であることは言うまでもありませんが、やはり、人と財源を欠くことはできないと思います。

南部地域活性化プログラムについて見ましたが、対象地域を広げた意味は今般の当初予算を見ても読み取ることができません。伊勢市は合併により人口約13万人で、御遷宮を控え、毎年多くの観光客でにぎわいます。宮川を右岸と左岸で挟み、コンパクトで非常に利便性のよいまちです、自分のまちをあれするのまちょっと変なんですけれども。玉城町は、優良な企業と、第1次産業、農業とがマッチして、歴史ある町で、隣町に住んでいる私にはうらやましい限りのすばらしい町だと思います。

知事職も10カ月が過ぎ、南部のことも随分わかっていただいたはずです。大ざっぱな考え方なのか、北川知事時代の生活創造圏の復活なのか、この枠

組みには理解ができません。11市町とするのが対象エリアの根拠ではないかと思えます。わかりやすく説明をしてください。

次に、南部活性化基金の5500万円です。施策別概要の平成24年度の取組方向と整合がいたしません。

基金とは、目的基金、緊急雇用等の基金を除いて、の場合は別として、もともと特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、また、定額の資金を運営するためとあります。行政の事業は予算化が原則であり、施策の目的が未確定の場合は予算計上を頭出しとして補正予算で対応するのが普通であり、私の経験で行政の役割は簡素で効率的に行うことが大切で、基金という隠れみので透明性に欠ける方法には理解ができません。基金の明確な説明をお願いしたいと思います。場合によっては、議案第18号、基金の条例については賛成できかねることになるかも知れませんので、納得のいく御説明をお願いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました南部地域活性化プログラムの対象地域の部分と基金の設置について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

13市町であるということについては、少し繰り返しになるかもしれませんが、改めて答弁させていただきたいと思えます。

対象地域につきましては、東紀州地域をはじめとする地理的、経済的に不利な状況にある地域で、若者の流出などによる生産年齢人口が過去20年間で10%以上減少している市町、財政力指数が過疎指定要件である0.56以下の市町を基本に検討を行いました。その上で、複数の市町が連携して課題解決に向けた取組を進めることを想定し、歴史的な背景や生活のつながりがある、一定のまとまりを持った地域を対象としました。

伊勢市や玉城町については、人口減少が進み財政基盤の弱い市町に隣接しており、連携して取り組むことが必要であると判断したことから、一定のまとまりのある地域として対象としたところであります。

伊勢市や玉城町は、私が言うのもなんですが、熊野古道伊勢路の出発地でもあります。南部地域内での連携事業として、式年遷宮や紀勢自動車道の延伸を集客交流のチャンスととらえ、また、熊野古道世界遺産登録10周年に向けて、熊野古道伊勢路を生かして、伊勢神宮への観光客を、東紀州地域をはじめとする市町への誘客を図る取組なども想定できるのではないかと考えておりますし、あるいは、鳥羽市や志摩市では伊勢市などに通勤する住民の居住地として定住を促そうとする取組もあり、玉城町には町外に居住し、町内の立地企業へと通勤される住民も多くいると聞いており、企業立地の進んだ伊勢市や玉城町にはこうした周辺地域の雇用の場としての役割も期待されるということから、今回、連携をしてということの観点から、対象地域として13市町を選定させていただいております。

続きまして、基金のことですけれども、働く場の確保や、定住促進に向けて、今回の南部地域の活性化では、複数市町の連携した取組への支援、市町と連携した取組への県からの事業提案、情報発信などの南部地域全域を対象とした活動に新たに取り組むこととしています。

このうち、南部地域活性化基金を活用した事業の中心として想定するのは、今の一つ目に申し上げました複数市町によるフレキシブルな連携の取組であります。今回、基金を設置することとしたのは、一つにはみえ県民力ビジョン・行動計画の選択・集中プログラムとして南部地域活性化プログラムを位置づけ、新たに南部地域の活性化に取り組んでいこうと、厳しい財政状況の中、しっかりそのための財源を確保したい、そういう県の姿勢を示す、そういうこともあります。

また、複数市町の連携した取組について、多様な市町の組み合わせ、テーマが考えられることから、市町間の協議が調い次第、機動的に事業化するためということもあります。事業を実施するに当たっては、歳出予算化し、議会で御審議いただいた上で取り組んでいくこととなります。

このようにして、行動計画の期間中に、南部地域活性化に取り組む財源として確保した上で効率的、効果的に事業を実施していきたい、そういう考え

で基金の設置ということにさせていただいている次第でございます。どうぞ御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） ありがとうございます。今の答弁では御理解いたしかねます。

伊勢市はやはり御遷宮も控え、玉城町は御存じのように企業も随分あり、財政力もあり、合併を嫌ったぐらいの町ですから、そういう町というのは自分でやれるわけなんですよね。だけど、ただ、知事がおっしゃられた熊野古道の入り口というのは、これはつけ足しみたいなのところがあるかと思いますが。そういう意味で、本当なら、伊勢市が頑張って、玉城町が頑張って、そして、志摩や東紀州のほうへその影響を持っていくというのが本来の姿であって、これはちょっと、伊勢市、玉城町は取組方が違うのではないかなと私は思います。

だけど、知事は変えるつもりもありませんので、しっかり頑張って、その辺も市町との話し合い、先ほどの子どものことやないですけど、話し合い不足でしたので、その辺も十分にじっくりと話し合ってやっていただけるよう、ちょっと私もそれなりに今後考えてみたいと思います。

それと、基金なんですけど、先ほども私の質問に対しての明確な答えではありませんでした。正直にぶっちゃけて用意ができなかったと言ってもらったほうが私も理解したいんですけども、基金はともかく果実で運用するというのが我々の行政をやっておった時代ですので、基金を恐らくまた積み上げて積み上げてするのかなと、その辺の説明もない。だから、本当を言ったらその辺の基金の考え方自体ももっと明確にしながらやっていくのが私は正しい姿じゃないかなと思うので、これは政策総務の委員会だと思んですけど、十分に議論させていただいて、議案のほうも、そこら辺もやっていただきたいなと思います。

それ以上言っても答弁は一緒であろうと思いますので、時間もないですので次のほうへ移らせていただきたいと思います。

介護施設及び介護保険についてでございます。

平成12年の介護の社会化を旗印に創設された介護保険制度は現在、十分に現場ニーズにこたえられていません。元来、この制度は在宅介護が主目的で、各自治体がそれをもとに地域に即した独自のサービス体系を構築することが目指され、それに伴う負担と給付については住民自らが決定できるように、市町村は保険料策定の仕組みをどうするか介護保険事業計画の策定をすることとなりました。

介護保険料は3年ごとに見直しがされ、平成12年から15年、18年、21年、そして、今年が見直しの年です。保険者であるのが市町村及び広域自治体、その市町村、広域自治体は、保険料の見直しのたびに住民負担が上昇し、その緩和のために市町村準備金で対応しなければなりません。保険料はサービスによって積算、算出され、料金が決められております。例えば、介護施設の多い市町は必然的に在住の多くの住民が施設サービスを受けるため料金は上昇し、住民負担は重くなります。施設の多い市町は、負担増のため、施設増設に積極的にならないのがこれまでの推移です。このことが介護待機者が多い要因の一つでもあります。

県内において、平成21年までを比較すると、資料、（パネルを示す）21年までは何にもというぐらいせずに、急に22年から増えてきたって、それなりの努力を認めたいと思います。

在宅介護の大変さは、経験された家族にしかわかりません。私自身も2年ぐらいでしたが、母を在宅とショートステイでの介護の経験もあります。介護される人もする人も、精神的、肉体的疲労が重なり、耐えがたくなります。そこで、施設介護を望む在宅介護者の負担を少しでも和らげるため、速やかに移行できるよう、市町との連携で様々な介護方策があると思います。老人保健福祉施設には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイなどがありますが、施設と待機者の実態はどうか、正確な数字をお示しください。

また、平成23年度施設整備方針では、ユニット型を整備するとなっております。当然、多床型の増床も必要かと思っております。そして、ショートステイの

特別養護老人ホーム転換も進むのでしょうか。わかりやすく簡潔に説明をしてください。

次に、介護保険料についてでございます。

野呂前知事時代、国民健康保険を三重県一つにしてはどうかと提言しました。保守的な執行部は、特にその当時の健康福祉部の部長は聞きおくだけでございました。他県においては、検討に入っている県もあるそうです。介護、医療において県民一人ひとりの負担が限りなく平等であることが知事の目指す幸せ感を感じることはないかと考えます。

資料、ここに保険料というのがありますので、（パネルを示す）ちょっと見てください。

保険料は、40歳から60歳までの現役世代、これを第2号被保険者と、65歳以上、第1号保険者に分かれています。第1号保険者には8段階あるわけです。一番多い人で、私どもの仲間で一番年齢の高い岩田県議は幾らか、多分御存じじゃないかと思います。多分あなたは、平成23年度は年間約9万円ぐらい払っていると思います。こちらの方も中にあるけど、こちらの方は全部給料から天引きされるわけです。

このシステムは、ちょっとわかっていたくために説明させていただきます。50%が国、三重県、そしてそれぞれの市町、40歳から64歳までの方が30%、そして、20%が65歳以上の方が負担をする。それで100%。その中で運用をされておるといってございませう。一番下の第1段階の人の保険料が徐々に上がってきている。スタートは2000円台だったのが、今は3000円台後半から4000円台。そして、今年の65歳以上の第1段階の人は恐らく5000円以上になってくるのではないかと思います。

岩田議員みたいにたくさん払っている人はたくさん払ってもらっても結構です、私もそうなんですけれども。そういう意味で、やはり5000円未満で抑えていくというのが、介護保険の平成12年のスタートは5000円以上にはならないようにするのが介護保険料をいただく目的でしたのですが、だんだんとそれが崩れてきております。

今後、施設介護の充実などにより、料金の上昇、また、国民健康保険、消費税の上昇など、様々なことを考えると、介護、医療は、国民、県民にとって限りなく平等にする必要があると思います。この保険は、市町の広域連合が保険者です。法律、ルール、いろんな難しいこともたくさんあろうかと思っています。地方の時代ですので、国の言いなりにならず、三重県を一つの連合体として、低所得者が少しでも負担が少なくなるように検討をしていくのが県の役割かと思っていますので、お考えをお尋ねしたいと思います。

以上2点、お願いします。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（山口和夫） それでは、特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けた取組などにつきまして御答弁申し上げます。

県内の特別養護老人ホームの入所申込者は平成22年9月現在で1万842人みえまして、うち、介護度が重度で自宅で介護を受けておられる方は2240人となっております。

県といたしましては、待機者の解消につきましては、まずは介護度が重度で自宅で介護を受けておられる方が円滑に入所できるよう、平成24年度から26年度を計画期間といたします第5期介護保険事業支援計画におきまして、2240人の待機者の解消を目指して市町と協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

また、施設整備に当たりましては、平成24年度までは、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設、個室に限って整備を進めることとしておりますが、従来型施設、多床室への入所希望が多いことやユニット型施設の整備状況を勘案いたしまして、平成25年度整備分から一部については地域の実情に応じて、市町の意見を確認した上で従来型施設の整備も可能としていきたいと考えております。

次に、介護保険の広域化についてでございますが、これは、三重県におきましては現在、介護保険の保険者として制度全般を運営している広域連合が3団体、4市3町、また、要介護認定事務を共同で実施していますところが

5地域、5市8町ございます。

介護保険は、介護保険法に基づき、住民に最も身近な市町が行うものとされておりますが、広域化により、御指摘のありましたように介護保険財政の安定化が図られること、近隣市町の間で保険料の平準化が可能となること、要介護認定の平準化が図られること、介護保険の事務が効率的になり運用コストの節約が図られることなどのメリットが考えられます。したがって、地域の状況に応じまして広域化のメリットが期待されますが、一方で、県全体で広域化ということにつきましては、市町によって高齢化の状況が様々であることや、介護サービス基盤の整備状況に差がある場合、サービスの少ない地域では被保険者の負担が増加することとなります。例えば先ほどの資料でも、市町別では、第4期保険料額、月額で3000円の団体から4666円の団体がございます。また、平成18年度に市町の指定により身近な地域で介護サービスを提供する地域密着型サービスが創設されるなど、市町の権限が増加していることから、広域化にはなじみにくいのではないかとということもございます。

このような状況を踏まえまして、御提案の介護保険の広域化につきましては、まずは保険者である市町において、どのような形で介護保険を運営していただくことが望ましいのか、将来を見据えて議論をしていただくことが重要であることから、県といたしましては情報提供を努めていきたいと、ということで考えております。

以上でございます。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） ありがとうございます。非常にいい御答弁であったと思います。

施設のほうなんですけれども、確かにユニット型ですと、ある部分、非常にそれを喜ばれるけれども、やっぱり負担が高くなりますから、多床型も含めていってしていかないと、これから減ることは絶対ないですから、私もあと15年もすればもう、死ぬかどうか、そこら辺のところになってきますので、

とても家庭で介護をしていくというのは大変ですので、できる限り安価で、安くで預かっていただける、そういう形も必要なんじゃないかなと思いますので、弾力的、幅広く介護施設のことは考えていただきたいな、また、ショートの方もそういうシステムになっておりますので、ショートのようにユニット型みたいな感じで入れていったらなお、また利用価値が多くなるのかなと、そんなふうにも思います。

介護保険の広域化については、これはもともと無理な質問かなとは思って質問をしているわけなんですけれども、多分、介護保険の、それはパンクすると思うんですよ、行く行くは。国民健康保険も国民年金もすべてパンクしているわけですから、こんな状態でずっといったら恐らく、今、私の言っていることにそうなるのかならないかわからないですけど、国民健康保険にしたって市町村負担が、一般会計の繰り入れというのが随分多いかと思えます。そういう意味で、介護保険は繰り入れができない、3年に1回の見直しで一んぼ一んと上がっていく可能性もあるわけですので、その辺も、特に、これもまた市町との関係が深いですので、市町と部長は、今年で部長が終わるかどうかわかりませんが、きちっとその辺のことは後々の人につないで、市町との連携をよろしくお願ひしたいと思えます。

次に移らせていただきます。

震災と平成の大合併ということでございます。

また合併の質問かと、多分、山口部長らは今は関係ないと思われていると思えますけど、今年ちょっと違う視点から質問をさせていただきます。

法人化された市町村がなくなり、新しい市町となって、それで合併が終わったと理解されては意味がなく、本当の意味での将来のある市町の始まりであり、合併の意義が風化されてはならないと思えます。

昨年6月、中日新聞は、「検証 平成の大合併」ということで、10回シリーズで載せられました。三重大学の児玉教授が、国がお金だけで釣った合併だったと、その点に尽きると、合併特例債などの優遇措置目当てで、どういうまちをつくるかという議論が欠けていたと、国は合併後の真実を描かず、と

にかく大きなまちを推進したと言われております。

10回シリーズの中で、伊勢市のことはちょっと言うことは避けて、ほかのまちでも確かに、施設が多いとか、施設を競い合っつつあったとか、それは合併のプロセスの中で、私は仕方がないことかなと思っております。そういう意味で、やはりこれからどんなふうなまちにしていくのかということ、県と国が旗振りしたわけですから、あんたら市町がやれよでは、やっぱり済まされないとします。そういう意味で、これからもずっと、県会議員をやっている限り市町村合併には言い続けていきたいなと思っておりますので、それを覚悟していただきたいと思っております。

今回は、東日本大震災でも、（パネルを示す）石巻市です、これが。最も犠牲者の多い合併自治体の石巻市を報道した河北新報の記事を参考に、合併市の震災対応と、三重県はどうあるべきかをお尋ねしたいと思います。

復旧、復興と合併とのかかわりでは、最も犠牲者の多い石巻市では、旧町単位で設置された総合支所は、合併前に比べ大幅に少ない職員が震災対応を迫られましたが、津波を免れた内陸部が浸水地域の支援に回るなど、もとは別の自治体であった地域間で補完効果が発揮される例もありました。しかし、太平洋に大きく突き出した牡鹿半島にある旧牡鹿町では、大津波で各浜が壊滅的な被害を受け、震災で道路は半島の各所で寸断され、一時は陸の孤島となり、当時の支所の職員は、合併前の約4割、47人であったそうです。本庁からの支援は得られず、限られた人員で初動対応を余儀なくされ、旧市内に通じる道を確保するため、近隣の建設業者にかけ合い、物資をとり車で行く旧市内に向かうことができたのは震災発生から5日目でした。

地域の復興計画づくりにも旧町と旧市の役割分担が影を落としています。復興計画策定の進捗状況に地域差が出ることは否めないと本庁幹部も認め、合併前に比べ住民の声が行政運営に反映されにくいという批判もあり、牡鹿地区では6月、被災した保育所の代替施設を望む声上がり、支所と本庁とのやりとりが進まず、施設始動では1カ月程度を要しました。支所が町長のように指導力で本庁が支所から課題を吸い上げる姿勢も見えず、復興のおく

れにつながらないかと不安が増したそうです。

反対に、合併効果も発揮され、旧河北町にある市河北総合センターには、震災当初から河北地区の住民だけでなく、旧雄勝町の避難者が多数身を寄せ、雄勝地区の小学校2校、中学校1校は、河北地区の学校に間借りをすることができました。約7200戸と、県内最多となった仮設住宅の仮設用地も、市の地域が広がったことで石巻市内にすべて確保されました。

これらのことは一例ではありますが、プラス面、マイナス面、様々なことが現実にあったことは事実です。今後の課題として、合併後の市町の災害対応能力の検証、分析、総合支所の権限強化と本庁との連携、合併しなかった小さな市町への支援のあり方を含め、自治体間の広域連携の推進等課題がありますけど、本当に、やはり弊害のほうが多かったことが石巻市のほかにもあったようです。旧自治体との歴史的条件が違う、取組の違い、制度を運営する上での支所、本庁の機能の違い、職員の削減、本庁と支所とのなすり合い、本庁は真剣に考えているのかという不安感、本庁でしかいろんな手続きができない、そういう様々なことが、石巻市、また、その近隣の合併市町村でもあったようでございます。

合併が今、本当に、この県内でも僕は風化されつつあるのかなと思います。国も県も合併の旗振りをしながら我関せずの態度を改め、東日本大震災や紀伊半島大水害、また、今お話しさせていただいた合併市石巻市を参考に検証し、いま一度、危機管理のもと、ハード面、ソフト面、県内の合併したまち、しなかったまち、含めて、連携のあり方や検証、分析をする必要があると思いますが、御見解を伺いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 震災と平成の大合併ということでございますけれども、先ほど議員からも御指摘がありましたように、今回、東日本大震災で被災した合併市町村においては、合併の結果、住民が利用できる公共施設の範囲が拡大したということの反面、旧市町村単位の支所が、先ほども御指摘がありましたけど、十分にその機能を発揮できていないという課題なども生じてい

ると聞いております。

一方、うまくいったやつでいくと、岩手県の宮古市というところは、沿岸部のところが被災したので、後方基地として合併した川井村とか新里村が食糧支援とか入浴支援をしたという、それでうまくいったというケースなども聞いていますが、両方あるというように聞いています。

そこで、県内の各合併市町においては、今回の東日本大震災をきっかけとして、より一層地域住民の声を踏まえた、きめ細やかなまちづくりを行っていかうとしておられます。

県としましては、今後も引き続き、合併市町の課題解決に向けた取組等に対し、三重県市町村合併支援交付金による財政支援を行い、合併市町の新しいまちづくりをしっかりと支援するとともに、各市町と連携、協力しながら、いつもの繰り返しになって申しわけないんですけども、合併後の状況と課題の把握に努め、中長期的な検証につなげていきたいと考えております。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） ありがとうございます。

合併した市町には、特例債、70%、75%だったかが地方交付税で措置される。30%ぐらいが市町の負担ということで、今回、震災によってまた延長されるということも聞いておりますので、お金のほうは何とかそこら辺で当てができるのかな。だけど、これは市町の連携ですから、県もそこら辺に絡み合いながら、きちっとしたまちづくりをしていかないと、やはりこういう災害対応なんかで県民が不幸になってはいけない、そういう意味で、合併も含めて、震災というのか、災害に対する、合併したまちもしなかったまちもそれぞれが連携しながら助け合いながらやれるような県土をつくっていかねばならないと思いますので、もう一度改めて、原点に戻って、平成17年の合併時期に戻って、改めて検証をしていただきたいと思います。

以上です。

三重県の廃棄物処理、焼却能力は大丈夫かということでございます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、地震と沿岸地域を襲

った津波によって多くの尊い命が奪われ、また、家屋、公共交通機関やライフラインなど、あらゆる施設が破壊され、我が国で戦後最大規模と言われる未曾有の被害が生じました。

そして、この地震によって、岩手県では480万トン、宮城県では1570万トン、福島県では200万トンの合計2250万トンとも推計される膨大な災害廃棄物がたった1日で発生をしました。これは、年間に排出される一般廃棄物量を比較すると、岩手県では約11年分、宮城県では約19年分にもなります。被災地の復旧、復興のためには、災害廃棄物の迅速な撤去、処理が大前提でもあります。

これらの災害廃棄物を処理するため、各被災市町村は仮置き場を設定し、災害廃棄物の運搬を進めました。しかし、膨大な災害廃棄物の処理については、とても被災市町村のみでは対応できず、岩手、宮城両県とも、仮設の焼却炉等を設置するなどして、災害廃棄物を処理しようとしています。

災害廃棄物の受け入れについては、一般廃棄物であることから、市町が前面に立って処理することになります。しかし、市町が処理する、協力するに当たっては、まず、毎日のごみ処理に影響が出ない範囲、余裕ある範囲でしか協力ができません。さらに、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって、不幸にも放射性物質が一般環境中に放出され、拡散することになりました。これによって、災害廃棄物の広域処理における受け入れに当たっては、放射性物質による汚染に対する危惧が大きく指摘されることになりました。

私は今日、ここで受け入れについてコメントをするつもりはありません。あくまでも、一般廃棄物は市町村の責任と権限ですから、市町村の考え方を尊重すべきであると考えます。

国民は放射能に関して、不安や、国の安全性に対する考え方や福島原発事故の後の対応のまずさや情報公開など、多くの不信感を持っています。これらが払拭されない限り、地元住民の理解を得ることはできないと考えています。

復旧、復興を迅速かつ円滑にするためには、大量に発生した災害廃棄物の

早急な処理は不可欠であり、千年に一度と言われるこの国難に対し協力することが重要であることは論をまちませんが、そのためには国において放射能に関する安全性の根拠が示せることが必要であり、安全性を十分に精査した上で、市町施設の処理能力や意向を踏まえ、慎重に検討していくべきであると考えます。

そこで、三重県において東海・東南海・南海地震の発生が予想され、その発生確率は東南海地震で70%程度、南海地震では60%程度、そして、東海地震はいつ発生してもおかしくないと言われ、3地震とも今世紀前半の発生が懸念されます。また、東海・東南海・南海地震については、過去の例やこれまでの研究成果から、三つの地震が連動し発生する可能性が指摘されています。このような大規模地震が発生した場合、三重県は太平洋に面していることもあり、地震はもとより津波による被害も避けようもなく、東日本大震災同等の被害が予想されるところです。

この場合、宮城、岩手及び福島県同様に膨大な量の災害廃棄物が発生し、被災市町単独での処理は困難であることは明らかです。このような膨大な量の災害廃棄物が発生した場合、まず、被災住民の生活環境をもとに戻すため、被災現場から災害廃棄物を撤去し、仮置き場へ移動することを早急に実施しなければなりません。

仮置き場は、平らな広い土地が必要になります。東日本大震災の被災地、特に三陸地方においては平地が少なく、その確保が難しかった結果、災害廃棄物の仮置き場への移動が円滑に進まなかったようです。また、昨年9月に発生した紀伊半島大水害においても、仮置き場の確保に苦労したと聞いております。

今後、東海・東南海・南海地震が発生した場合は、紀伊半島大水害と比較にならない量の災害廃棄物が発生するであろうことから、仮置き場の確保についても今から十分な検討が必要かと考えます。

次に、仮置き場に集められた膨大な災害廃棄物を適切に処理する必要があります。そのような災害廃棄物は、その性状に応じて分別した上で、燃やせ

るものについては速やかに焼却処理する必要があります。

三重県の可燃性ごみの処理状況を見ると、14市町の全部または一部において、RDF処理となっています。RDFは、通常のごみ処理をされておりますが、災害廃棄物のようないろいろなものがまざり、その処理過程でもきちんとした分別が現実的には難しいものには、適さない処理方法と言わざるを得ません。このことは、今後の三重県における大規模な災害廃棄物の処理を考えていく上で大きな課題であると思います。

このような状況を踏まえると、東海・東南海・南海地震の発生が予想されている中、仮に三重県が被災した際に発生する災害廃棄物を迅速に処理するためには、早期に市町等における災害廃棄物処理体制を整備する必要があると考え、そして、昨年もRDFの負の遺産について質問しましたが、早く整理整頓をし、焼却施設へ移行することが、危機管理の上でも、平成28年、32年の期限を前倒ししてでも推進すべきであるかと考えます。防災対策に大型予算化をしておりますが、廃棄物対策もその一環であるかと思えます。県のお考えをお聞かせください。

〔岡本道和环境森林部理事登壇〕

○環境森林部理事（岡本道和） 震災廃棄物の処理でございますが、本県でも大きな被害が想定されます東海・東南海・南海地震、これに伴います災害廃棄物の処理につきましてはこれまで、マグニチュード8.7レベルを想定いたしまして、市町におきます災害廃棄物処理計画、これは仮置き場の選定等も含んでおりますけれども、その策定であるとか、あるいは、県内市町、民間処理業者との相互応援協定の締結などをこれまで進めてまいりました。

しかし、昨年3月の東日本大震災の状況を踏まえますと、議員の御指摘にもございましたように、今後、非常に大量の災害廃棄物の発生が予測され、また、その処理体制の強化が必要と考えております。

このため、来年度予算の災害廃棄物枠でございます災害廃棄物適正処理推進事業といたしまして、東日本大震災におきます初期対応、これの調査であるとか課題検討を実施いたします。それとあわせまして、災害廃棄物量の再

推計を行うこととしております。

来年度、一方では、国におきまして国の震災廃棄物対策の指針の見直しが行われると聞いておりますので、この内容も踏まえながら市町におきます処理体制の充実に向けた技術的な支援を行ってまいりたいと、こういうふうに考えております。

それから、RDF化処理についてもお話がございましたですが、確かに災害廃棄物処理に関しましてはごみの分別の徹底が必要ということになりますので、迅速性の点では災害廃棄物処理にはこの処理方法は若干適していないと、これは事実であろうかと思いますが、この事業を当初から14市町の規模、枠組みでやるということで進めてきたところでございまして、なかなか別の新しい処理方式への転換と申しまして、やはり構成団体が足並みをそろえてやっていただくことが必要ということで、今の実施時期の合意がされたところでございます。

県といたしましては、それぞれの団体におきまして着実に新しい処理方式に転換できるように、技術的な支援でありますとか、必要に応じた調整を引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） ありがとうございます。

要するに、今の三重県では、不幸にもそういう災害が起こったとき、処理能力は全然だめですから、その用意は今しておいても決して遅くないと思います。

15町のうち、焼却処分をしているのは3町ぐらいじゃないかなと思います。そういうことで、本当に何かあったときにどうするんやということを、これは一番、確かに防災のいろんな用意をしていくのも大事ですが、そういう差し当たってやっていかないかんこともやっていく必要があるのではないかなと思いますので、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

東日本のほうは、昨日、議長も随分返答に苦しんだみたいですが、

それなりの対応をしていってほしいなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。30番 北川裕之議員。

[30番 北川裕之議員登壇・拍手]

○30番（北川裕之） 皆さん、こんにちは。名張市選出、新政みえの北川裕之でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今日は知事とも議論をさせていただこうと思っております。キャリアやIQからいきましたらレクサスと軽自動車ぐらいの差はあるんですけども、しっかりとおくれないように、アクセルを目いっぱい踏んで頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まずは、地方分権と広域連携についてと題して、鈴木知事に知事の地方分権、地域主権に対する考え方をお聞きするとともに、広域連携の進め方にかかわって、関西広域連合に対する知事の考え方や、出先機関の廃止、その受け皿等について、知事の考え方をお聞きしたいと思います。

質問のタイトルからいうと逆になりますが、まずは広域連携のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

まず、最初に、このフリップを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）平成22年12月に関西広域連合が正式に発足をいたしました。関西の7府県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、兵庫県、鳥取県、徳島県ということになりますね。鳥取県と徳島県はいわゆる部分参加です。医療に限ってとか観光に限ってという形の部分参加になります。域内の人口が2088万人を超えます。全国の16%。域内の総生産は80兆7340億円。これも全国の約16%を占める巨大な地域になります。

この関西広域連合は、複数府県を超える広域課題に取り組むことはもとより、地方分権の突破口を開き、我が国を多極分散型の構造に転換することを目指す、こういうふうを高らかに宣言をされています。東京一極集中の弊害や平成の大合併で府県の実在意義に変化があること、そして、また、国から地方への分権という大きな流れがその背景にあります。連合の目的は大きく二つ。一つは、こうした背景の中で広域的な課題解決を担う責任主体づくりを目指すこと、二つ目には、今、国で議論されている出先機関の受け皿にこの関西広域連合がなっていこうとするものであります。

2年ぶりに大阪中之島にあります連合の本部事務局に行ってみりました。2年前行かせていただいたときはまだこれから立ち上げるという段階で、各府県から職員の方がたくさん来られていましたけれども、緊張と不安の中で仕事をされているなというイメージがありましたけれども、今回お訪ねした雰囲気は、もう発足して1年、活気と、そして自信に満ちた中で皆さんが仕事をされているなと、こんなふうに感じさせていただきました。

先にお断りをしておきますが、この議論は道州制の議論ではありません。少なくとも今の国と地方の関係からいって、当面、全国一律に道州制をしくなんていうやり方はやるべきではないというふうには私は思っておりますし、関西広域連合も、関西州といった道州に転化するものではないと、こういうふうに言われているということをつけ加えておきたいと思います。

この関西広域連合がその存在感を大きく示したのは、さきの東日本大震災での迅速な支援体制の構築でした。いわゆるカウンターパート方式でいち早く支援先の割り振りを行い、現地には真っ先に対策本部を立ち上げるなど、国や被災県よりも場合によっては早い行動に被災自治体が大変感謝していたところは記憶に新しいところであります。

広域連合の当初の大きな目的の一つである広域行政の展開は、まずやれる分野からやっっていこうということでございます。そして、各分野別に担当府県が定められて、責任を持って遂行する仕組みになっています。例えば、防災分野は震災経験がある兵庫県が、観光文化は京都府が、環境の分野は琵琶湖を抱える滋賀県が、産業分野は商都である大阪府がといったぐあいに、それぞれの府県の強みを生かす形で進められています。

現在はどの分野も広域計画の策定が進められている段階ですから、それほど大きな進捗ということがあるわけではないですけれども、先ほどの災害での対応であったり、あるいは、また、観光や医療の面では、例えば観光の面では、昨年6月には、中国の観光大臣に当たる国家観光局局長が約10名の大型観光代表団を率いて関西を訪問して、関西広域連合と上海市観光連盟との協力関係を樹立する合意書を締結しました。また、ドクターヘリも、当初は、京都府、兵庫県、鳥取県でスタートする予定でしたけれども、現在はここに、徳島県、大阪府もすべて移管をしていく方向だというふうに聞かせていただいております。

特にドクターヘリなんかにつきましては、以前からお訴えさせていただいているように、伊賀地方は、三重県はようやくドクターヘリを始めていただきましたけれども、青山高原を越えなくてははいけない。有視界飛行ということでなかなか厳しい面があって、こうしたところと広域的に連携をしていくことが重要ではないかということをお訴えさせていただいてきました。

広域連合においては、議会も活発に活動がされるようになりました。現在は定数20人です。各府県の議会から議員が出ておりますけれども、予算、条例、そして、各分野の計画の審議を行っている。年2回の定例会ですけれ

ども、これもなかなか、執行部側がどんどんと提案が進んでいきますので、それでは追いつかないということで、今は常任委員会を設置して、毎月1回議会も開催をしていると、このように聞かせていただいています。

この関西広域連合については、前野呂知事も随分と議論をさせていただきました。県民に対するメリット、デメリットがなかなか見えにくい、あるいは屋上屋を架すことになるのではないかと、あるいは、防災といった重要な案件について一部の権限を渡してしまうことにはやはり不安があると、こういうふうなお話がありました。鈴木知事にかわられてからも、ぶら下がりの記者会見では、現在のオブザーバー参加でいいのではというふうな御発言はいただいているわけですが、私は今日、この質問の中でそのあたりの考え方についてきちんとお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

まず、最初の論点としては、前野呂知事と議論させていただいたときも、連合はできるけれども、いわゆる関西広域機構というのがその前にありました。この中に、文化や観光や産業振興、いろんな分野の事業が広域連携の事業としてこの関西広域機構にまとめられました。そういったものはそのまま続くだろう、だから、関西との広域連携はそれを使ってやれば十分なんだと、こういうふうなお話を答弁として聞かせていただいていたと記憶しております。

しかし、今、関西の広域連合ができた中では、この関西広域機構も既に昨年の9月に解散をされました。そして、関西広域連合に参加をしている各府県は、すべての分野の広域連携の事業もすべてこの連合に軸足を置くというふうに進めています。先ほどのドクターヘリもその一環です。

そういう意味で、関西との連携ということを考えますと、私どもが住む伊賀地域というのは関西圏ということは御承知をいただいていると思います。やはりこの関西とのつながりが強い伊賀地域にとっては、この関西広域連合への三重県の部分参加というのを私はずっとお訴えをさせていただいてまいりました。先ほど、屋上屋を架す議論ですとか、あるいは、また、議会まで

つくって、そこまでやる広域連携、いわゆる広域連合として、特別地方公共団体としてやる必要があるんだろうかということが随分と疑問視をされてきました。

今、連合の現実を見ると、実は、これは本部の事務局の皆さん方も感じてもらっていただいておりますが、広域連携でもできたよな。ただ、いわゆる府県が寄ってきてお話し合いをして何かやりましょうかというような広域連携ではなくて、今、府県の知事は、月1回以上必ず集まって委員会を開いています。密に話をしています。そして、そこでどんどんと新しいことを決めて進めていっています。そういう中で、関西との連携ということを考えてときには、はっきり申し上げて置いてきぼりを食っている。その中の枠に三重県も、そして、また、奈良県、福井県も入っていないと、こういう形になりますけれども、果たしてこの広域連携ということを考えてときに、関西との広域連携ということを考えてときに、知事は広域連携ということは重要視されているというふうに政策集でも読ませていただきました。

そういう意味で、今、改めて、この関西広域連合への部分参加でいいということをお話させてもらってきました、そういう観点で、一度再考していただく必要があるのではないかな、こういう思いを持っております。

まずは、知事に、関西広域連合のこの1年の評価と、そして、三重県の参加についての考えについて、お答えをいただきたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 関西広域連合について2点、評価と参加についてでありますけれども、まず、1点目でございます。評価であります、平成22年12月に関西広域連合が全国初の広域連合として設立されました。先ほど議員からも御指摘がありましたように、特に昨年の東日本大震災への支援に際しては、震災の2日後には構成府県の職員を情報収集のため被災地へ派遣するなど、迅速な支援活動が展開されたこと、これはとても評価できるのではないかなと考えております。

一方、関西広域連合においては、防災、観光、文化、医療をはじめとした各分野の広域計画の策定作業が進められており、今後それらに基づいて事業が本格展開されることとなっていますが、これまでのところ、議員からも御指摘がありましたように、従来の広域連携の取組で取り組むことのできる事務も少なくないなど。連合設立の具体的な効果というのは、今のところ必ずしも明確になっていない部分もあるんじゃないかというふうに感じているところであります。

その上でというか、続きまして、2点目の三重県の参加についてでありますけれども、本県は、御指摘もいただきましたように、関西広域連合に参加していない奈良県、福井県とともに、国際観光、文化、情報発信の分野において、関西での官民連携事業に取り組んでいるところであります。

現在、関西地域における広域連携では、従来からの官民による事業と関西広域連合による事業が併存していますが、最近では、先ほど議員からも御指摘がありましたが、これまでの官民連携の取組であった関西広域機構、KUが解散されるなど、関西広域連合の事業にシフトする傾向にあるなど、状況の変化が出てきているのも事実であります。

本県では、例えば観光の分野では、伊勢神宮の式年遷宮や熊野古道の世界遺産登録10周年というチャンスを間近に迎えていることから、関西地域での広域的な取組によってより一層の集客を図る必要があると考えております。その際、即道州制でないという前提とか、メリットがあるかどうかの精査は必要でありますけれども、現在の官民連携による取組のみならず、部分的に関西広域連合で取り組むことについても選択肢の一つとして検討するために、議会をはじめとした関係者の方々と議論することも全く排除する必要はないのではないかというふうに考えております。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） お答えをいただきました。選択肢の一つとしてという言葉を尊重したらいいのか、その後の排除することもないかという部分、前向きに受け取りをさせていただきたいと思っています。

やはり関西広域連合、すごく、発信力、今、強いですから、予算的にも三重県が恐らく負担するとすれば5000万円までなのかなというイメージも持っています。十分に足りるだけの効果も見込めるんじゃないかなというふうに思っています。

そして、政令市も、堺市、大阪市、それから京都市、神戸市、これもすべてこの数カ月の期間の中で入ることが既に決まっています。堺市なんかいろいろありましたけれども、連合には入るんですね。奈良県も、知事は今なかなか前向きではないということもありますけれども、ただ、連合の委員会に一度出席をされています。そして、また、県議会、奈良県議会の中には、このままでは奈良県も取り残されてしまうぞ、これはいかんぞということで、議員連盟とまではいきませんが、14名の方ですか、勉強会をつくっていただいて、今、活動をされていると。12月には大きなシンポジウムも行っていただいたように聞かせていただいております。そういう意味で、やはり奈良県の中にもそういう動きが出てきている。生駒市の市長も、もう既に、ぜひ入ってほしい、何とか入ってほしいと、こういうことを発言されている。こういう中で、ぜひ議会も含めて議論を、執行部も含めて積極的にしていただきたいなというふうに思っています。

東海もありますから。東海はどちらかという、そういう意味ではおくれるのかなというイメージは持っています。そういう意味では、逆に知事は率先して、やっぱり東海も早くやってよということで進めていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

私は、だから、伊賀市、名張市は18万人です、三重県民180万人、そういうことから考えると10分の1ですけれども、だから、丸々関西に行けなんていうことは全く議論するつもりはありません。9対1の話でいいんです。部分参加でいいんです。何らかの形で接点を持っていることが、18万人の県民に対して、県民サービス、いろんな面で効果が期待できるというふうに私は思っておりますので、ぜひ前向きに検討いただくようお願いをいたしたいと思います。

少し時間がなくなってきましたが、もう一つは、分権の受け皿ということで、この議論は少し難しい議論になるかと思うんですが、関西広域連合は、国が進めています出先機関の廃止とその移管について、その受け皿として名乗りを上げています。国も受けてくれるところから受けてくださいという形ですから、連合は、国土交通省、経済産業省、環境省、この三つの出先機関の受け皿を申し出ています。

ただ、これについては、全国を見ますと、さき到大震災とか大水害がありました。こういう流れの中で、いやいや、やっぱり国のそういう出先機関を残しておいてもらわないとなかなか対応ができないんじゃないかと、こういう声も行政から出ているのも確かです。

こんな中で知事は、この関西広域連合に限定した話ではなくて、出先機関の廃止や地方への移管についてどのようなお考えをお持ちいただいているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 出先機関の廃止の議論をどう見ているかということでありますけれども、内閣府の地域主権戦略会議では、移譲を受けようとする具体的意思を所有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、当面の移譲対象候補を、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所として、個別の事務、権限ごとに、国の関与をはじめとする諸課題について具体的な検討がなされています。また、地方側の受け皿としては、広域連合制度をベースとすることとして制度設計が進められています。

今後、国から移譲されることになった事務、権限については、県民や市町の御意見も伺いながら、地方で行ったほうが県民に対してよりよいサービスにつながるかどうかについて検討する必要があります。また、国が広域連合を出先機関の受け皿とする考えを進めていくのであれば、四国のほうでも新しく議論が始まるようでありまますので、広域実施体制としての広域連合についても本県もしっかり議論していく必要があると考えております。

しかし、先ほどの議論でもありましたけど、あくまで国の受け皿というこ

とであって、即道州制というようなことにならないような注意は必要であるというふうに思います。

一方で、中部圏知事会議では、今の出先機関のうち97%の事務は単独県でできるというのがありますので、出先機関の議論もやりながら、一方で、県への権限移譲、これについてもしっかりと国においては進めてほしいと思いますし、我々も声をかけていきたいと思います。特にハローワークなんかはそういう形で移譲を進めていただきたい。

ちなみに、先ほど災害との関係でということで北川議員がおっしゃっていただきましたけど、地方整備局については、やはり先般の台風12号で本当に活躍していただきましたし、あるいは広域的な道路整備の観点もあるので、地方整備局については十分慎重な検討、議論というのが必要じゃないかなと個人的には考えております。

以上です。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 十分にその権限の移譲に当たっては、やはり県民サービスがどうなるかというところが議論になるという知事の視点だったように感じさせていただきました。地方整備局については、いろんな考えがあるかと思えます。

実は、関西広域連合は丸ごと移管というのをおっしゃっています。このことについて知事はどんなふうにお考えをいただいているのか。丸ごと移管がいいのか、丸ごと移管はいかんのか、この辺についての見解をちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 私自身としては、丸ごと移管という考え方に是か非かと言われると真ん中ぐらいなんですけど、どっちかというところでは非であります。それは、自分自身が行政をやっていた関係もありますので、経験から言っても、例えば経済産業局とかは丸ごといいんじゃないかと思う部分はありますけれども、例えば地方環境事務所なんかは、国定公園の範囲とかもありますし、事務によって本当に丸ごとでいいのか。あるいは、地方整備局につ

いても、今申し上げたような道路とか災害の部分もあれば、河川の部分も、流域で見る部分もあると思うし、そういうところは局全体丸ごとというよりはもう少し事務を精査してやるほうが、結局は、県民の皆さん、あるいは関係する住民の皆さんにとってきめ細かなサービスということでいいんじゃないかなというふうには思っています。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之）　ここも同じ観点で、住民サービスという目線で、本当にいいのかどうかということはやはりきちんと議論はしなきゃならないことだと思っています。

なぜこの丸ごと移管の話聞かせていただいたかという、以前、道州制の議論が出たときも、当時、小泉首相の時代に、これは聞いた話ですけれども、竹中さんが、地方分権をやりたんだったら道州制は言うなど。なぜかという、道州制という言葉を出した途端に地域は必ず割れると。だから、これは霞が関の思うつぼであると。だから、地方分権とだけ言いなさいという話を聞いたことがあります。

この丸ごと移管の話も私は同じ目線の話だというふうに思っています。中部の議論の中で、九十何%が県でもできる、県、市町でもできるという議論もありますけれども、結局のところ、中身を精査して、これは広域でやれる、これは県でやれる、いや、これは国に残さなきゃ、こういう議論を続ければ恐らく議論は進まないのではないかというふうにも思いますし、現に災害対応で関西広域連合が本当にフットワーク軽く動けたことを考えると逆に、住民サービス、住民目線で、住民の思いで、地域の首長の思いも入った中で進められる形のほうがやはり住民にとっていいということを大事にしていくとするならば、やはり地方分権、出先機関の移管というものは進めるということをしなきゃならない。進めるということをしなきゃならないという観点からいけば、やはりそれを阻害するような議論は、私は余り、積極的にといますか、余りそういう議論に陥っていくと、結果として、ほら、ごらんささい、災害を見てもわかるでしょう、要るんですよ、国の出先機関はと、こう

いう話になってまいります。

よく勘違いをされますが、国が言っているのは出先機関の廃止と地方への移管です。出先機関の廃止だけが文字に、皆さんの頭にこびりつきますので、なくなっちゃう。それは大変や。いや、なりません。移管するだけです。人もある程度、かなりの部分残していく形になるわけですから、国家公務員から、例えば関西広域連合でしたら連合職員に身分が変わるだけのことです。

そういう中で、私はやはり、地方分権が進むという目線での議論をぜひ知事にもしていただきたいし、また、そういう発信もしていただきたいというをお願いさせていただいて。

最後に、これはもう答弁は求めませんが、伊賀市、名張市は、水系が淀川水系、大阪湾に流れますのでよく言われますけれども、直轄砂防や河川、これの管理、整備、改修はすべて近畿地方整備局です。この議論も、奈良県が入るか入らないかの問題は大きいですが、しかしながら、こういった議論も、やっぱり淀川まで一本で、河川改修から、あるいは環境の面でもいろんな面で、あるいは文化的なつながりも強いですから、そういうもので一体化してやっていくということは一つの地域としては重要な要素ではないかなというふうに思っておりますので、その点も含みながら、国の出先機関の廃止、そして、地方への移管、そして、それを目指す関西広域連合、こういうものについて、一番初めの議論も含めて執行部の中で、県庁の中でしっかり議論していただきたいし、また、議会とも議論もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

かなり時間が超過しましたが、次の海外誘客の戦略について質問させていただきます。

少し前になりますけれども、昨年の5月に会派の研修で溝畑観光庁長官にお会いして、いろいろとお話を伺わせていただきました。震災前の数字になりますけれども、観光については、平成21年度ベースで国内旅行の消費額が25.5兆円、生産波及効果が53.1兆円、雇用効果は462万人というお話を聞きました。そして、特に、何よりも大きいのは、やはり地域の地場産業への波

及効果が大きいということがございます。

これからはやはり、中国、韓国、ここの誘客をさらに進めると。特に中国は人口が多いですから、今、少し前の数字ですけれども、141万人の方が訪れていただいていますけれども、これは600万人ぐらいまで拡大できるのではないかと。かなり伸び代が大きい分野だというふうに言われておりました。

ただ、逆に、日本は海外誘客が大変弱くて、シンガポールにも韓国にもタイにも負けています。圧倒的に負けています。国は3000万人が目標ということで言われておりましたけれども、イギリスがちょうど2800万人、海外から来ていただいていると。島国というふうな同じ条件から言えば、このあたりは十分日本でも見込めるのではないかと。日本は今、23年度で861万人というふうに聞かせていただいております。

平成24年度予算では幾つか海外誘客の事業を組んでいただいていますし、また、選択・集中プログラムの中にも上げていただきました。

まずは、この24年度に向けての海外誘客の三重県の戦略について御説明をいただきたいのと、それから、もう一つ、これもずっとぜひ使ってよとお話ししてきた忍者。これも今回、観光モデルでやっていただけるというふうに聞きました。これは具体的にどんなふうに進められる予定なのか、このあたりについてお聞かせをいただきたいと思います。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

○農水商工部観光局長（長野 守） 2点御質問をいただきました。

まず、海外誘客の取組でございます。

平成24年度の海外誘客事業につきましては、中国をはじめといたします東アジア、この辺を主なターゲットといたしまして、トップセールスをはじめまして、売り込むということを強化していくと。これとともに、各国の市場に応じた効果的な事業を展開していきたいというふうに思っております。

具体的には、まず、海外誘客の基盤整備といたしまして、フェイスブックなどのICTを活用いたしました情報発信というのを重点的に行って、三重県の認知度の向上を図っていきたいと考えております。

次に、誘客事業といたしましては、トップセールスなどのミッション派遣を通じまして、本県を中心としたモデルコースを売り込むと。それとともに、県独自で、現地旅行会社との商談会、これを開催する、あるいは、一般消費者を対象としました観光展、これに出展をいたしまして積極的な誘客につなげていきたいというふうに思っております。また、海外の自治体との連携、これも図って、相互交流を推進するということによりまして観光需要を創出してまいりたいと思っております。

海外の自治体との交流につきましては、特に中国河南省と昨年8月に観光・交流の推進に関する協定というのを、知事に行っていただきまして締結させていただきました。河南省の旅遊局と今現在、協定の内容の具体化に向けてまして検討を行っているところでございまして、この辺、少し説明させていただきますと、今後の取組につきましては、この2月に、今後の協議体制、あるいは、旅行会社、メディア等の視察旅行、それから、また、河南省、それから三重県におけます相互の観光週間、こういうようなものを設定したりとか、相互に観光展を開催したりとか。三重県には県政だよりというのがございます。河南省にも月刊誌で『河南旅遊』というのがございます。この辺、この両方の広報誌などを利用していただいて相互の紹介をさせていただくとか、直行便の就航に向けた取組などを協議いたしまして、相互協力して今後も取り組んでいくということを確認させていただきました。

その第1弾としまして、この3月には河南省から旅行会社やメディア等8社の方々が、十数名ですけれども、三重県を訪問していただく予定になっております。今後も国際交流推進の観点や、本年が日中国交正常化40周年という節目にも当たるということも踏まえまして、河南省旅遊局と連絡を密にしながら具体的に実施に向けて取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、続きまして、忍者のお話がございました。世界に誇れる三重県観光モデル構築事業ということで、今、取り組もうと思っておるんですけど、我が県は、自然や環境、あるいは歴史や文化、これに恵まれております。す

くれた観光資源を有しておると思っております。

そこで、我が国におきまして、希少で独自性を持って世界に誇りを持って情報発信ができるという、先ほど御紹介がありました忍者とか海女といった観光資源を活用しまして、地域と連携しながらほかの地域のモデルとなる取組というのを構築していきたいと考えております。

例えば、伊賀地域を代表する観光資源であります忍者に関しましては、現在、伊賀市、それから名張市、各地域で既にいろんな取組が展開をされておりますけれども、両市が有します歴史や文化、これも総合的に生かして、観光の視点から一体的に取り組むと。こういうことでより大きな効果が期待できるというふうに思っております。また、県内だけではなくて、お隣、滋賀県の甲賀市など、忍者の歴史や文化、これも同様に有する地域でございますので、県境を超えた広域的な連携なども地域主体で取り組む活動をさらに促進していきたいというふうに思っております。忍者文化を有する地域が連携をして、国内だけではなく海外へも情報を発信して、忍者のおもしろさ、こういうことを伝えるとともに、地域ブランドとして確立を目指していきたいというふうに考えております。

このように、三重県として世界に誇れるような観光資源、これを活用いたしました観光モデルの構築というのを通じまして、観光産業の活性化を図って三重県観光の持続的な発展につなげてまいりたいと、このように考えております。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） お答えいただきました。昨年の夏に河南省と協定書を締結いただいて、やはりぜひこれを生かしていただきたいというふうに思います。エージェント、いろんなアプローチをするのはいいんですけど、なかなか効果ははっきりわからないところがあります。そういう意味で、直接人と人とのつながりの中で物事を進めていただくほうがやはりしっかりとした効果が期待できるのではないかなと、こんなふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

1点だけちょっとお願いなんです、広域の誘客が、海外から来ていただいたときのコースを、例えば中部なら中部、関西なら関西で、コースを幾つか、たくさんつくっていただいて提案いただくんですが、なかなか伊賀が入っていないんです。もう御存じだと思うんですが、伊賀はほとんど入っていないです。モクモクさんぐらいかな。これはぜひ、いい観光資源がたくさんありますので、こうした広域観光のコースのルートの中に伊賀地域や名張を入れていただくということをぜひトライしていただきたいということを強くお願いさせていただいて、最後に、二つ目のフリップですが、（パネルを示す）こちらになります、一昨年、名張の赤目四十八滝に忍者の森というのができました。絵にあるように、衣装をつけながらいろんなことが楽しんでもいただける体験型の施設でございますので、ぜひこの観光モデルの中で、忍者を使った観光モデルの中でこういった地域の施設も活用いただきたいなということをお願いさせていただいて、観光の項目は終わらせていただきます。

次に、農水商工の部門で地域活性化プランについてお尋ねをします。時間がなくなってきましたので、もう要点だけお話をさせていただこうと思います。

この地域活性化プラン、先につくられました条例に基づいて、今、基本計画がつくられておりますけれども、この議会にもかけられておりますけれども、その中にもこの地域活性化プランがうたわれています。基本的には地域住民が中心となって、うちはトマトをやるよとかブドウをやるよとか、そういった材料を持ちながら、そして、それをキーに、地域の農地や人材や文化や景観や、様々な地域資源を結びつけてその地域自体の活性化プランをつくっていく。そして、売れる農業、もうかる農業を目指すとともに、担い手を守り育てて、耕作放棄地も減らして農地の有効活用を図っていく。そのために、普及員を中心として、県のスタッフ、市町のスタッフ、J A、それから、今回は三重大学の地域戦略センターのスタッフの方にも協力をいただいて、そのプランの策定だとか、あるいは実際にそれを実現していくためのいろいろな手法についてアドバイスをしていく、こういう流れが地域活性化プランだ

というふうに理解をしておりますが、しかし、平成23年度、モデル的にやっていただいておりますが、緒についたばかりですから批判するのはよくないのかもわかりませんが、やっぱり材料、こんな作物をやるのかとかいうふうなキーになるもの、それから、地域にキーマン、頑張っていただけの人、こういう人がそろっているところにやっぱり今は手が行っていると。一通りそんなものを物色してやっていくと、じゃ、その後どうするんだろうか。たしか農水商工部の思いの中では、年間50カ所、10年で500カ所というお話も聞かせていただきました。果たしてこんなふうにとどり着いていくのか、その具体的な手法について、今年度の実績、来年度の進め方も含めてお答えをいただきたいと思います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 地域活性化プランの取組の実績と今後についてお答えをいたしたいと思います。

現在、県内で50地域で地域活性化プランの策定なり実践を進めておりまして、市町、JA、関係機関と連携した支援チームを農林水産商工環境事務所で編成して、それぞれの取組について積極的に関与しているところです。具体的には、例えば障がい者の農業就労に向けた農福連携の取組でありますとか、地元の大豆を利用したみそ加工と産地直売所店舗との常設化でありますとか、地域産品を組み合わせたジャム、ドレッシング等の新商品開発、それから、野菜のもぎ取りやそば打ちなどの多様な体験メニューを組み込んだ農家民宿など、様々な取組が進められておるところでございます。

今後、市町、JAのこういう関係機関との連携で作成されたプランの実践を継続的に支援していきますとともに、その実践の成果をぜひ情報発信させていただき、そして、課題を抱えた地域、それから産地等の掘り起こしと働きかけなども積極的に行ってまいりたいと考えております。

こうした活動によりまして、これから取組を始めようとする地域の課題の共有でありますとか解決に向けた意欲の醸成を図りながら、新しい取組を毎年50地域創出していくことで面的な広がりもあわせてつくってまいりたいと

思っておるところでございます。

以上でございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 部長にお答えをいただきました。地域等に働きかけをしていくということですが、第2、第3段階、増やしていくのはなかなか至難のわざではないかなというイメージを持っています。そして、まだまだ緒についたばかりですけれども、やはり市町だとか地域住民の方への地域活性化プラン、計画自体が今通るところですけれども、通すところですが、しっかりとPRをしていただきたいと思うんですね。まだまだやっぱり今の段階では全然皆さん知らないですし、それから、核となつていただく地域の事務所の地域活性化プランの支援チームがありますよね。そういうところのスタッフの方をしっかりと、研修も含めて、スキルアップしていただくための研修もしっかりやっていただいて、セミナー等も開いていただいたりとか、そういうことも必要ではないかなというふうに思っております。そのことだけをお願いさせていただいて、ちょっと急ぎますが、最後の地域医療の関係に行かせていただきます。

今年の1月15日、名張市で地元の亀井市長と知事との1対1対談が開催されました。「伊賀地域の医療体制を考える」というテーマで、この地域にとっての一番の課題に絞って議論をいただきました。会場は300人以上の市民が来られました。新しく知事になられた鈴木知事を一目見たいという方もあったのだらうとは思いますが、しかし、同時に、やはり伊賀地域の県民にとって救急医療体制をはじめとする地域医療は大きな問題だと、この関心の高さのあらわれでもあったのかなと、こんなふうに思っているところです。

改めて、もう何度も見せて要らんわと言われるかも知れませんが、ちょっとフリップを見ていただきたいというふうに思います。（パネルを示す）伊賀地域の医療の現状、医師数を挙げています。全国平均219人、三重県が190.1人、全国順位37位です。伊賀地域は何と113.8人です。そして、勤務医、

病院の医師数になったらもっと大変な状態です。全国平均141.3人、三重県が112.1人、全国44位にもかかわらず伊賀地域はその半分にも及ばない51.8人です。内科医、外科医、小児科医、産婦人科医、麻酔科医、いずれも大変厳しい状況です。特に内科、外科に至っては、これは御存じのように、救急医療の現場を支える主要な診療科目ですから、いかに医師不足か、地域の病院が疲弊している状態か、御理解いただけると思います。

二つ目のフリップをお願いいたします。（パネルを示す）平成17年度から22年度にかけての医師数の増減です。お断りしておきます。これは知事が名張市に説明に来ていただいたときに県から配られた資料から抜粋をしてつくらせていただきました。三重県はプラス6.3%、伊賀地域はマイナス16.3%、病院の医師数の増減ですね。そして、これを公立病院に限って数字を出していただいております。三重県はプラス0.6%、伊賀地域はマイナス27.7%、こういう状況であります。県も野呂前知事の時代から、様々な形で医療対策を進めてきていただきました。地域も努力もさせていただいてきました。しかし、やはり市町には限界があります。

そういう意味で、大変期待をさせていただいているのが、再三私も訴えをさせていただいている地域医療支援センター。これから修学資金貸与の学生さんが研修医になってということで、年間80人受けていただいていた年もずらっとありますので、これからたくさん出てきていただける。その方に、やはり三重県でしっかりとキャリアを積んでいただいて、そして、その中で、例えば、四日市の総合医療センターだとか市立病院だとか伊勢赤十字病院だとか三重大だとか、そういうところには、例えば2年いて勉強する。そして、次には、ちょっとしんどいですがけれども名張市の市立病院に1年間来てもらう。でも、その次にはまた三重大に戻って、今度は専門医のライセンスを取れるような勉強をしてもらう。そういう流れの中でうまくローテーションをつくって、学んでいただく若い医師の方も十分にスキルをつけてもらえるキャリアパスが成り立っていく。同時に、医師不足の病院もそれで少しでも不足分を、埋められると言ったら言葉は悪いですがけれども、補えていける。こ

ういう意味で、この医師派遣とキャリアパスを抱き合わせにした地域医療支援センターというのは大変期待をさせていただいたところです。そして、来年度の事業で上げていただいたということも大変期待をさせていただいているところです。

ただ、さきの代表質問で会派の前田議員のほうから質問させていただいた際に、このセンターは県に設置をする、一部三重大学に委託をするという答弁をいただきました。じゃ、この場合の県が担う役割はどういうものなのか、委託先が担う役割はどういうものなのか、こういうことをお尋ねしたいと思います。

そして、あわせて、要綱で設置が必須になっている運営委員会、これの役割と人的構成等についてどのように考えておられるのか、このことについてもお答えをいただきたいと思います。

そして、それに先立って、知事には名張市にお越しいたいで対談をしていただいた際の率直な感想も聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 1月15日の亀井名張市長との1対1対談、当日、日曜日の朝10時という時間であったにもかかわらず、議員からも御紹介いただきましたように300名を超える市民の皆さんにお集まりいただいて、しかも、途中で抜けることなく最後まで、本当に熱心にお聞きをいただきました。住民の皆さんの医療に対する関心がいかに高いかというのを改めて実感したところであります。

対談の中で亀井名張市長から、伊賀地域の置かれている厳しい医療状況の中で、年末年始も救急対応で奮闘する市立病院のスタッフの皆さんの心意気、あるいは医師の事務的な仕事を補佐するドクタークラーク制の導入といった医師の負担軽減策、あるいは寄附講座の設置、在宅医療体制の整備、こういう面で本当に名張市さんが積極的に取組をやっていただいているということも頼もしく感じたところであります。また、住民の方から、最後、質問のと

きに、自分たちが頼るだけじゃなくて、健康づくりなど、自分たちができることは何なんだということも、そういうのも重要だという御意見もいただいて、本当に心強く、印象的でありました。私としましても、地域の住民及び医療関係者の皆さんのこうした切実な思いをしっかりと受けとめて、地域医療体制の整備に向けて、今後一層努力していきたいと考えているところであります。

〔稲垣清文健康福祉部理事登壇〕

○健康福祉部理事（稲垣清文） 地域医療支援センターについてのお尋ねでございます。

本県が設置を予定しております地域医療支援センターにおきましては五つの事業を行うこととしておりまして、医師の不足と地域偏在を解消するために、医師不足状況等の把握、分析、それから、医師不足病院の支援、医師のキャリア形成支援、情報発信と相談への対応、地域医療関係者との協力関係の構築というものでございます。

委託でございますけれども、厚生労働省の補助事業の要綱でありますとか、先行的に取り組んでいる他の自治体の状況を参考にいたしまして、三重県の現状を踏まえますと、医療に関する専門的な知識、経験に加え、関係医療機関等との調整が必要な業務につきましては三重大学に委託をしたいというふうに考えております。

具体的には、医師不足病院の支援や医師のキャリア形成支援等の業務につきましては、私どもと、県と十分に協議を行いながら、三重大学において実施をしていただきたいということを検討しております。

県におきましては、自治医科大学を卒業しました医師の僻地等医療機関への派遣でございますとか、その人たちのキャリア形成の助言等の業務に加えまして、事務局といたしまして、運営方針や業務内容を企画立案する役割を担うとともに、地域医療支援センターの役員や、あわせて設置をいたします運営協議会の委員として参画することによりまして、県が主体的にセンターの運営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、私どもが設置をいたします運営協議会についてでございますが、地域の医療関係者の合意のもと、効果的に運営がなされるように、厚生労働省の補助事業の要綱で求められている大学、関係医療機関、医師会、市町村、保健所等の代表者等により構成をいたします運営委員会に相当するものとして設置することを考えております。

具体的には、運営協議会の委員といたしまして、県、三重大学、県医師会に加えまして、地域医療支援センターのほうから医師確保の支援を受ける立場でございます県病院協会、それから、市町や医療を受ける立場である住民の代表者の方にも参画をいただきまして、医療関係者だけじゃなくて幅広い意見を反映させながら、地域医療支援センターの作成をいたしました運営方針・業務内容案や医師のキャリア形成支援のための方策案につきまして検討を行ってもらうということを期待しております。

いずれにいたしましても、地域医療支援センターの組織体制の整備や実際の運営に当たりましては、具体的な成果を県民の皆様に届けられるように、そのことを念頭に置きまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 理事にお答えをいただきました。本当に理事が最後言われたように、やっぱり県民に成果がきちんと届く、これは知事がいつも言われていることですが、そのためにこの支援センターのあり方というのは非常に重要だと思うんですね。

県が設置をして一部三重大に委託というふうに文字としては見えるんですけども、今、説明を聞かせていただいた限りでは、いわゆるキャリアの支援、それから、病院との支援・協力関係。要するに、単純に言えば、支援センターの一番重要なコアの部分であるキャリアデザインをつくっていく作業、そして、医師を派遣する部分、この部分は大学に委託をするよというふうに聞こえました。

大学には本当に協力をいただかなきゃならないので、そのことについて異論を挟むつもりはないんですけども、しかしながら、支援センターができるということに対して、今までとは違う成果、結果をやっぱり県民に届けなきゃならない。

そういう意味から、今、聞かせていただく感じでは、本当に県が果たして主導的にといいますか、主体的にこのセンターを運営していけるのかどうか。県には設置します、場所だけ県に事務所がありますわみたいなことでは困りますので、そこのところはやっぱり県が主体的に進められる方策というものもきっちり押さえていっていただきたいというふうに思っています。

そのためにお聞きしたのが運営委員会。運営委員会は何もそんな監視コントロール機能という意味合いではないですけども、しかし、いろんな面で、専門的な話だけじゃなくて、実際に支援が必要な地域の方、住民も含めて、そういう声がきちんと反映できるような委員会にしていきたい。

そういう意味では、今、理事がおっしゃっていただいたメンバーというのは、医療審議会と重なるようなメンバーだと思うんですね。私はそれで結構だと思うんです。医療審議会のようにやっぱり幅広く、できたら私も入りたいと思うんですけども、それはちょっと無理だと思いますので、幅広く、医療を受ける側、あるいは地域で困っている、そういうところの自治体や住民の声がきちんと反映されるような、やはり地域医療支援センターは何もキャリア形成だけじゃないので、そういう部分がきちんと生きる形に運営を持っていっていただきたいと思います。

少し時間がなくなってしまいました。あと二つの項目の最後の項目は、当日の1対1対談の中で地元要望として市長から要望のあった案件で幾つかございました。これについて確かめるためにお答えをいただこうとしたんですが、もうこれは内容をわかっているから、お願いをさせていただくにとどめさせていただきます。

そして、その前に、医療の人材確保ということで、まず一つが医療政策監。これは知事にも別の場面で申し入れをさせていただきましたけれども、医師

免許を持ったスタッフとしてぜひ県採用、県の職員として、独自の職員として、せっかく医療対策室を置いていただくのであれば、これをぜひ置いていただきたい。以前はいらしたわけですね。トータルで、そして、腰を据えて三重県全体の地域医療の施策を積み重ねてきていただいた。もちろん、今、その方が退職されてから厚生労働省から来ていただいている。大変優秀です。そして、地元も助けていただいています。そのことには感謝いたします。ただ、それとは別の次元で、やはり中長期スパンでしっかりと医療政策を見ていく、そして、いろんな医療機関と長時間にわたって人間関係をつくって仕事をしていただく、そして、まさにこの支援センターもその意味でしっかりとやっていたかなきゃならない、これを一つお願いしたい。

それから、保健所所長も、これは足りていませんですね。このことについてはお答えは省いていただいて結構ですけれども、ぜひ足りない部分の人材確保という面をしっかりとしていきたいと思います。

じゃ、医療政策監についてだけお答えをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 医療政策監についてであります。平成16年、17年は国から、18年から20年までが県、21年以降は厚生労働省という形になっていきます。

県を取り巻く医療は高度化あるいは複雑化しています。課題が山積してきていますので、この医療政策監、引き続き、より高い資質と見識、能力が求められるということで、いずれにしても適材適所ということなんですが、あと、あわせて、今回、医療対策局に次長級をもう一人、地域医療担当の次長級を設けますので、それとの総合的な力でどういうふうに果たしていくかというような観点からも、いずれにしてもしっかりと適材適所で職にふさわしい人材を充てていきたいと考えております。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 時間が参りましたので、終結をさせていただきます。御答弁、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 46番 岩田隆嘉議員。

〔46番 岩田隆嘉議員登壇・拍手〕

○46番（岩田隆嘉） 自民みらいの伊賀市選出、岩田隆嘉でございます。今日、4番目の一般質問ということで、大変お疲れであろうと思いますが、いましばらくおつき合いをいただきたいと思います。

今日、後ろの傍聴席に静岡県議会の皆さんがお見えになっております。心から敬意を表したいと存じます。ありがとうございます。

私は、知事とは年齢差が倍ほどございます。年齢の重みと目方の重みということではありますが、現場の声をいろいろ聞かせていただいた中から課題を県当局の皆さん方に御答弁いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

私は、平成22年9月の一般質問で県の組織機構についてお尋ねをさせていただきました。平成10年度に、北川県政のときであります。組織改正により、それまでの農林水産部と商工労働部を再編し、産業政策を担う農林水産商工部が設置をされました。それにより、雇用就業対策は生活部が担うことになりました。その後、平成16年、野呂県政のもとで、農林水産部が所管しておりました産業としての林業振興部門が、森林保全を所管する環境部に移管をされました。

しかしながら、一方で、農山漁村地域の基幹産業であります第1次産業の一体的な推進体制が弱まり、また、表裏一体の関係にある雇用対策と経済対策の連携が不十分になっているのではないかという指摘をさせていただきました。

今回、組織改正により、私がかねてからお願いをしておりました第1次産業をまとめる農林水産部と、雇用と経済を連携させて推進する雇用経済部を設置していただいたことには感謝を申し上げたいと思います。

もともと農山漁村において、農林水産業は国土を支える基幹産業であり、それに携わる担い手の多くは、農業、林業、漁業に複合的にかかわっております。また、こうした産業を通じて地域コミュニティーを維持し、地域を守

っていると思っております。

近年、農林水産業の6次産業化や農商工連携、製造業とサービス産業の融合など、1次、2次、3次の垣根を超えたビジネス展開が進んでおります。さらに、産業振興は地域の課題であるとともに、地域が抱える様々な問題を解決するための手法としても大変重要であります。新しい組織体制のもと、農林水産部と雇用経済部、さらには、今回新設される地域連携部などとの連携を一層密にさせていただいて、しっかり取り組んでいただきたいをお願いをしておきます。

それでは、農業振興について質問をさせていただきます。

先日、前野議員が我々の代表質問で、T P P交渉参加の議論がある中で、これからもうかる農業を進めるための対策について質問されたので、私からは少し具体的な質問を行いたいと存じます。

まず、営農組織の法人化についてであります。

御承知のように、本県の農業の形態は水田農業を中心とする土地利用型農業が主で、平野部では企業的な大規模な農業法人もありますが、多くの農山村では経営規模が小さく、兼業農家が多いことを踏まえ、地域でまとまって農業を継続していく集落営農が進められております。私の住む伊賀地域でも中山間地域が多いことから、大山田をはじめ、古くから多くの集落で集落営農に取り組んできました。伊賀では個人の担い手が耕作する場合がありますが、集落等でトラクターやコンバインなどの農機具を所有し、農作業を請け負うオペレーターグループが耕作を行う方式も多くあります。

このような集落営農では、何年か先には集落で農業機械などを買い換えることが必要であります。経営の安定化を図る上でも、そのような買いかえに備えて、毎年一定の額を積み立てている必要があります。

ところが、もうけた分を計画的に積み立てようとしても、集落営農組織が法人化をされていない任意の団体の場合は利益の繰り越しが認められず、一たん利益を構成員個人に配分する必要があることから、積み立てができなくなっております。そのため、任意の集落営農組織においては農業機械の買い

かえなどの計画を立てにくく、経営が不安定となっております。法人化していればこうした問題もなく、計画的な経営が可能となりますが、任意組織だとそれが進まず、新たな担い手の確保にも支障を来してまいります。

そこで、お伺いをいたします。

県ではこれまでも三重県型集落営農の推進に取り組んできたと思いますが、集落営農組織の法人化に対するこれまでの取組の実績と今後の取組方向について、県の考え方を伺います。

次に、新規就農者の確保対策について伺いをいたします。

これまでも随分以前から高齢化社会の進展や若者の農業離れなどにより農業従事者の不足が叫ばれてきましたが、農業従事者の推移と年齢構成の推移を見てみますと、確かに従業者は年々減少はしておりますが、20年前に農業を支えていた50から60歳代の方々が時代が進むにつれそのままスライドすることでこれまでは何とか農業を維持することができてきたのですが、ここに来て80歳以上ではさすがに難しくなり、いよいよ大きく減少していくことが予想される状況になっております。

先ほどの法人化も世代交代を進める環境整備として重要ですが、新しく農業に従事し、農業で生計を立てていくためには、生産技術の習得はもちろん、流通、販売のノウハウや事業計画の策定など、多くの研修や実践が必要になると思います。実際には個人の担い手や農業法人などで従事しながらいろいろな知識や技術を身につけていくこともありますが、安定的な収入を確保するまでには相当の時間もかかります。

そこで伺いますが、県では新規就農者の確保に向け、技術やノウハウ習得へのサポートや就農時の支援についてどのように取り組んでいくのか、伺いをいたします。

また、地域の農業を維持していくための方策として、企業による農業参加が注目をされております。以前は企業が農地を活用する場合には一部の遊休農地しか借りることができませんでしたが、平成21年の農地法改正によりどのような農地でも借りることができるようになったことで企業として農業に

参入しやすくなったのと、昨今の企業の経営環境の厳しさから、新分野への事業展開、さらに、環境保全や地域貢献など、企業の社会貢献の観点からも、農業に関心を持つ企業が増えてきているようです。

全国では農地法改正から2年間で企業などの農業参入が677件あり、増加数を年平均で比較すると改正前の約5倍のペースになっているとの報道もあります。

このような企業参入の動きは、担い手不足に悩む中山間地域や耕作放棄地対策の観点からも効果が期待できる反面、異業種からの参入は収益性の面でもハードルも高く、受け入れ側としては、参入企業がもし事業に失敗すれば撤退してしまい、残された農地が以前にも増して荒廃していくという不安も残ります。

そこで伺いますが、企業の農業参入について、県はどのようなスタンスで取り組まれるのか、また、企業参入をうまく進めるためにどのような支援を行うのか、お伺いをいたします。

次に、もうかる農業につなげるための新品種の開発についてお伺いをいたします。

県では、これまでに様々な品種の開発に取り組まれてきました。かつて三重県から日本じゅうに広まったピーマンの三重みどりをはじめ、国内でも大きなシェアを持つ三重サツキ、最近では酒米として評価の高い神の穂、炭疽病に強いイチゴ品種のかおり野、南部の特産でありますかんきつの新姫やみえの一番星、また、畜産では熊野地鶏などが開発、商品化され、ブランド化に向け取り組まれております。

一方で、消費者の生活様式や嗜好の変化により売れ筋の品種も変化しており、それが産地の評価にもつながっていく面があります。また、近年の異常気象や温暖化といった世界的な気候変動も、農業にとっては大きな影響を与えております。

そのような中、本県農業の大宗を占める米づくりにおいては、みえのえみ、みえのゆめといった品種がこれまで開発されていますが、依然としてコシヒ

カリが大部分を占める作付体系となっております。

そこで、時代の変化に対応した新たな米の品種開発の状況についてお聞きをいたします。

次に、獣害対策についてお伺いをいたします。

各地域を回っていますと、どこでも出てくるのが野生鳥獣による農林水産物の被害の話であります。近年、被害額は県全体で7億5000万円以上にもなっておりますが、生産者の話を聞いてみますと、特に野生獣による被害は額面以上に深刻な状況となっております。地域では、せっかく育てた作物が被害を受け、出荷に至らず、その結果、生産意欲そのものが衰退し、耕作放棄が進んでいく原因の一つにもなっております。

これまで、野生獣による被害を減少するために、侵入防止さくをしたり住民による追い払いなどに取り組んできましたが、最近では、ニホンザルに加え、ニホンジカ、イノシシの出没も目立ってきていると聞いております。それを裏づけるように、県内でのニホンジカの捕獲頭数の実績は、平成20年度で9600頭、平成21年度に1万1000頭、平成22年度では約1万5400頭となっており、捕獲数は年々増加をしております。県でも捕獲を推進するため、特定鳥獣保護管理計画を変更し、猟期の変更や平成23年度の捕獲目標を年間6000頭から1万3500頭に増やすなど、対策を講じていただいております。しかし、今後さらに捕獲を推進していくにしても、捕獲を行う猟友会員の減少や高齢化もあって捕獲後の埋設処理はかなりの重労働となっており、捕獲そのものが進まない原因になることが想定されます。

古来より、イノシシはぼたん肉、ニホンジカはもみじ肉と呼ばれ、森林からの貴重な恵みとして家庭でも食用にされてきましたが、現在では入手しにくい状況にもあり、ふだんから食することも少なくなっております。しかし、その一方で、フランス料理で高級食材として食されている実態もございます。

これらから見ても、捕獲したイノシシやニホンジカをうまく活用すれば、まさしく未利用資源の有効活用における新たな経済効果が期待でき、うまく

いけば、地域における持続的な獣害対策にも寄与することができるのではないのでしょうか。

県は来年度から、選択・集中プログラムの中で暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクトとして獣害対策に集中的に取り組むとしており、被害対策とあわせて獣肉の利活用を推進することとしております。

そこで伺いますが、捕獲した獣肉の利活用を推進するためにはいかに消費者に受け入れられるかが重要な課題になりますが、獣肉の衛生管理や品質の確保について県としてどのような取組を行うのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上5点について御答弁願います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） まず、初めに、集落営農組織の法人化についてお答えをいたしたいと思います。

本県の集落営農組織の多くは任意組織として設立されており、運転資金や設備投資の資金確保など、経営面等の課題を抱えております。この課題の解消を図り、持続可能な農業経営を実現するため、集落営農組織を法人化することが重要であることから、県の普及組織が中心となって、農協等と連携をしながら法人の設立に向けた研修会の開催や税理士などによる相談活動などに取り組んでおり、昨年12月末現在でございますけれども、集落営農組織による105組織のうち、法人化したのは31組織ということになっております。

今後もさらに法人化に向けた取組を進めますとともに、収益性を高め、若い担い手などが魅力を感じて参画できる集落営農につながるよう、新規作物の導入でありますとか6次産業化など、経営の多角化や規模拡大などの経営発展に向けた取組を促進してまいりたいと思っております。

次に、新規就農者の確保に向けてお答えいたします。

高齢化に伴い農業者の減少が急速に進む中、本県農業の担い手を確保するためには、農家後継者の確保、育成だけではなく、近年増加している農家以外からの就農希望者への対策が重要になっています。このため、この就農希

望者の受け皿となる農業法人の確保、育成を進めておりますが、自営を目指す新規就農者には農地、施設の確保が難しいこと、早期に経営が安定しないことなどから、新たな対応が求められております。

このような中、国においては平成24年度より、就農に向け、その準備段階から就農開始後の一定期間、青年就農給付金を支給する新たな新規農業者確保対策が実施されることになりました。県としては、市町と連携し、協力をいただける地域のリーダー的な農業者により、新規就農者に対して農地や施設の確保、経営のノウハウの習得などを総合的に支援する就農サポートリーダー制度の創設による支援体制の強化を図ります。

今後は、国の新たな支援策とともに、この県の新たな制度を、従来の普及活動による技術面での支援、公的融資制度を活用した資金面による支援とあわせて、経営基盤の弱い自営を目指す就農者が確実に地域に定着できるよう、市町等とも連携して取り組んでまいります。

次に、企業の農業参入についてお答えいたします。

本県におきましては、担い手の不足により、特に中山間地域などの生産条件が不利な地域で耕作放棄地が増加してきており、企業などの新たな農業の担い手の発掘が急務となっています。特に、企業が農業に参入することは、資本力や多様な人材に加え、例えば、建設業では重機作業の操作力や工程の管理力が、食品関係企業では農産物の販売力などが参入の強みとなっております。これらの強みを生かして企業が農業に参入することにより、担い手の確保や耕作放棄地の解消につながるとともに、農村地域での雇用拡大なども期待できることから、企業の農業参入への支援を進めております。

しかしながら、新規に農業に参入する企業の多くは、農業技術が不足していることや、まとまった農地が確保しにくいことなどの問題があります。このため、企業がスムーズに農業を始められるよう、農業技術の習得、農地の選定やあっせんなど、企業の課題に応じた支援を行っているところです。さらに、企業が地域に定着して農業を行うには地元の理解が重要となることから、市町など関係機関と連携しながら、企業が地域と調和した農業に取り組

めるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、米の新品種開発につきましてです。

本県は、コシヒカリが8割を占める西日本一の早場米の産地ですが、商品が減退する中、家庭用だけではなく、外食や弁当などの需要にも対応できる特徴ある品種の開発が必要であると考えています。また、経営規模を拡大する上では農作業が集中する時期を分散していくことが必要であるため、コシヒカリとは作業時期が異なる品種の開発が求められています。さらに、最近では、夏場の異常高温を原因とするコシヒカリの品質低下が問題となっており、高温でも品質が低下しない品種の開発が急務となっています。

こうした課題に対応するため、これまで県の農業研究所などで育成をしてきました品種の中から選抜を行い、コシヒカリと同じくらいのおいしさである上、収穫時期が1週間程度早く、また、高温でも品質の低下が少ない品種として、三重23号を新たに開発したところでございます。この品種は、粒が大きく、冷めてもおいしいという、外食や弁当などの需要にも適応できる特徴を持っております。

この三重23号は、平成24年度から本格的に生産を開始し、市場にデビューする計画を進めていますが、このデビュー時期の評価がとても重要です。そこで、栽培技術の高い農業者を主体とした生産体制を構築するとともに、品種の特徴を生かして、首都圏の外食事業者などを中心に戦略的な営業活動を展開することで知名度の向上を図り、さらには、家庭向けの販売拡大にもつなげていきたいと考えております。

次に、捕獲した野生獣の利活用についてお答えをいたします。

本県では、獣害対策として、生息管理の視点により有害鳥獣の捕獲を進めるとともに、余り利用されていなかった捕獲した野生獣の利活用に向けた調査、検討を行っています。本年度は、獣肉等の活用状況調査、気軽にジビエ料理を楽しんでいただくためのレシピ集や獣肉の安全・安心等の確保に向けた品質衛生管理マニュアルの策定など、獣肉等の利活用に向けた環境づくりを進めています。

平成24年度からは、緊急課題プロジェクトとして、獣肉等の本格的な利活用を進めることといたしております。具体的には、現在稼働している食肉処理施設に、本年度策定する新たな品質衛生管理マニュアルを普及させることで、消費者や事業者が安全・安心を確認できる獣肉の供給体制づくりに取り組むとともに、高級食材として重要な要素である品質面について、捕獲から処理、加工、流通における技術等の検証、普及を行うこととしております。

今後市町と連携しながら総合的な獣害対策を進める中で、新たな地域資源として獣肉等の幅広い活用を積極的に進め、捕獲意欲の向上や地域の活性化につながる取組となるよう進めてまいります。

以上でございます。

〔46番 岩田隆嘉議員登壇〕

○46番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

答弁をいただきましたが、少し私からも再度お願いをさせていただきたいと思いますが、これまでの集落営農に取り組んできた地域においても、担い手の高齢化等が進んで後継者がいないところもございます。これらの地域で農業を維持していくためにも法人化を進める必要があると思いますので、今、31組織と申されておりますが、これからも県としてしっかりと方向性を持って進めていただきたいなと思います。

新規就農者については、農産物価格の低迷や今後のTPPでの農業交渉の行方など、これからの農業は大変厳しい競争や先行き不透明なところがあると思いますが、こんな中、新規就農者の確保については待ったなしの状況でございます。申されました国の制度も十分に活用しながら、細やかな支援をお願いいたします。

また、農業への企業参入についても、これからどんどんニーズが増えてくるのが予想されますが、地域と十分話し合いながら、調整しながら進めていただきたいと思います。

米の新品種につきましては、申されておりますとおり、コシヒカリが最近では本当に夏の高温でもって乳白色が多くて等級が悪いという結果が出てきて

おります。こんな現状からして、消費者に喜ばれ、あるいは生産農家にも普及され、かつ少しでも農家の収入増加につながるような期待をしていきたいと思いますが、今、三重23号がこの平成24年から栽培をされるということでもあります。かつて、私、申し上げたことがあるんですが、三重県で米の新しい品種をつくったのは、みえのえみ、あるいはみえのゆめ、そして神の穂、今度、4品種目だと聞かされております。今まではすべて愛知県にお願いをしていたという経緯もございます。これから先、やはり科学技術の中でそういった新しい品種の開発は、研究のための研究じゃなしに現場に即したものをつくっていただく、こんなことに心がけていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

獣害対策は地域にとって大きな問題であります。私が地域を回らせていただくと、皆さんおっしゃることは、農政のことは語らずでもいい、獣害対策だけをしっかりやってくれとよく言われます。そんな中では、これから獣害のことについてはビジネスの手法を取り入れることによって取組を継続させることができるとともに、市町の負担の軽減にもつながっていくと思います。獣害対策は、今、一義的には市町の役割として広域的な取組を行っていただいておりますが、県が市町の調整を図りながら、シカの捕獲から処理、加工、流通に至る仕組みづくりを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、県が行う肉用牛の受精卵移植についてお伺いをいたします。

一昨年、平成22年4月に宮崎県で発生し、猛威を振った口蹄疫は、感染した家畜のみならず、感染防止の目的で実に29万頭の牛や豚が殺処分されました。畜産関連の損失は1400億円にも上り、地域経済への影響は四、五年続くと言われ、その被害額は5年間で2350億円に達するとも言われております。同年8月に終息宣言が出されるまで約4カ月間の間、発生農場はもとより、蔓延防止の目的で、手塩にかけた自分の家畜を殺処分しなければならなかった畜産農家の無念の思いは、同じ畜産にかかわってきた私としても言葉に言

い尽くしがたいものがありますし、本県ともかかわりの深い畜産の大産地であった宮崎県に一刻も早く立ち戻れるよう、切に願っておる次第であります。

宮崎県は、宮崎牛ブランドとして全国でも屈指の肉用牛産地ではありますが、他の産地に優秀な肥育素牛を供給する子牛の産地でもあります。宮崎県の子牛は但馬産を起源とする血統のものが主流で、本県が世界に誇る松阪肉、あるいは伊賀肉といったブランドも、子牛を供給してくれる宮崎県や兵庫県などの子牛産地が支えているのであります。口蹄疫の発生により宮崎県の子牛家畜市場が休止された間は、本県でも子牛の確保に大きな影響が出てきておりました。また、宮崎県で優秀な種牛も殺処分の対象となったため、今後の産地回復にとっても大きな痛手となっております。

このような中、県では子牛の確保のリスク分散を図り、優秀な子牛の安定的な供給に資するため、今年度からこれまでの受精卵移植の研究成果を生かした肉用肥育子牛の増産システム構築に取り組まれております。松阪牛や伊賀牛などのブランドを持つ肥育牛産地である本県にとって優良な子牛確保対策は重要な取組であり、農家からも期待される取組だと思っております。

そこで、肉用肥育子牛増産システム構築事業のこれまでの取組状況と今後の方針について伺いをいたします。よろしく申し上げます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 肉用肥育子牛の増産システムについてお答えをいたします。

県内で和牛を肥育する農家は、その子牛供給の約9割を県外に依存しており、昨年度は口蹄疫により子牛産地からの供給が停止したことから、県内の肉牛生産へ非常に大きな影響を与えました。このため、体内受精卵及び体外受精卵の移植技術を活用して、県内で優秀な肉用子牛を効率的に生産するためのシステムづくりを進めておるところでございます。

本年度は、本県の畜産研究所において、平成23年7月に、肉質のよい黒毛和牛、雌でございますが、受精卵を採取するため10頭、平成24年1月には6頭を導入し、既に飼育をしておりました和牛と合わせて25頭の牛から受精卵

を採取し、県内で飼育されております乳牛に移植をし、今年度は2頭、平成24年度には16頭、平成25年度には42頭の子牛を生産する予定です。

また、幅広く優秀な血統の肉用子牛を生産するため、県内の肉牛農家の協力を得て、県内の食肉センターで屠畜した肉牛の卵巣を活用して体外受精卵移植にも取り組むこととしています。この場合、生産する子牛の血統を明らかにするため、卵巣を提供していただく母牛の登録を行う必要があることから、現在、県内肉牛農家に対する説明会を開催し、関係団体と連携しながら協力農家の選定を行っているところでございます。

今後、これらの取組を通して本事業が県内における肉用子牛の自給体制づくりにつながるよう、システム構築に努めてまいります。

以上でございます。

[46番 岩田隆嘉議員登壇]

○46番（岩田隆嘉） どうもありがとうございました。

受精卵移植のシステム構築のためには、県の研究所の実証研究を進められるとともに、農家の理解、協力を得ながらシステム構築を進めることにより農家の普及が図られていくのではないかと思います。システムの構築にはいろんな課題があるかと思います。私はそのほうには昔携わっておったので少しは詳しいのでありますが、体外受精卵移植となりますと、本当に実質、よい母牛と申しますか、肉を出したその雌牛からの卵をとるということでありますので、全く確率としては次の代にもいいのができてくる確率が非常に高いという結果が出ております。

こんなことからして、今、畜産農家では世界にも輸出もしていくというような機運が高まっておりますので、やはりそれには高級肉をつくらなければならない。まして、松阪肉、あるいは伊賀肉という産地の我々にとっては非常に大事な点かなとも思います。いろんな問題があると思いますが、ブランド肉をつくっている本県にとりましては本当に期待される取組であろうと思います。畜産試験場の皆さん方にもお礼等、これからのお願いもしておきたいと思いますが、県としてもその対策には協力をしていただかなければな

らん、あるいは生産地の皆さん方、特に、せんだって伊賀牛の振興協議会の総会がございまして、私もその席上へ行かせていただいて、こんな話を少しさせていただきました。我々としては、いろんな問題があるにしろ、全面的に協力をさせていただくというような御意見をいただいておりますので、県としてしっかりとその辺の対策をとっていただいて、地域の皆さん方にも理解を得ながら、消費者の皆さん方にも理解を得なければならん問題も出てくるかと思えます。詳しくはここでは申すことができませんが、いろんな意味で困難な部分があるとは思いますが、県としての対応をよろしく願いたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。

次に、県の防災・減災対策についてお伺いをいたします。

現在、県では、平成8年度に策定をいたしました三重県広域防災拠点施設基本構想に基づき、県内の五つのエリアで防災拠点の整備を進めておられます。平成13年度には鈴鹿市石薬師町に中勢拠点を、平成18年度には尾鷲市光ヶ丘に東紀州紀北拠点、平成19年度には熊野市久生屋町に東紀州紀南拠点、平成21年度には伊勢市朝熊町に伊勢志摩拠点を整備されてこられました。現在は、平成24年度の完成を目指し、伊賀市荒木の旧県立上野農業高校の跡地に伊賀拠点の整備が進められております。この防災拠点については、大規模災害が発生した際の活動拠点としての役割や救援物資等の供給源としての役割が期待されています。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

まず、1点目ですが、県南部を中心に昨年起こりました、甚大な被害を及ぼしました紀伊半島大水害が発生した際、紀南拠点をどのように活用し、その結果をどのように評価されているのか、お尋ねをいたします。

2点目は、平成24年度当初予算では、東日本大震災や紀伊半島大水害で明らかになった課題等を検証し、広域防災拠点、資機材整備のあり方、救急消防援助隊活動支援拠点のあり方について検討されているとされておりますが、どのような方向性を持って検討するのか、お尋ねをいたします。

三つ目は、現在整備をされております伊賀拠点の進捗状況と、内陸部で、かつ県境近くにあるという地理的条件を踏まえ、伊賀地域の防災対策を進める中で、この広域防災拠点をどのように生かしていく計画であるのかをお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 広域防災拠点に関しまして3点御質問いただいたことについて答弁させていただきたいと思えます。

まず、紀伊半島大水害において紀南防災拠点がどのように活用されたかという点でございます。

昨年の紀伊半島大水害では、土砂災害等により主要道路が寸断され、陸路による被災者の救出救助活動や物資搬送が困難であったことから、ヘリコプターによる救出救助活動や物資搬送の拠点として紀南の広域防災拠点を活用いたしました。また、応急対策活動に必要な資機材として、紀南拠点に備蓄している発電機、あるいは簡易トイレ、こういうものの払い出しを行いました。これが1点目の紀南防災拠点の活用の点でございます。

2点目は基本構想事業の方向性でありますけれども、東日本大震災では震災直後に、水や食糧の不足、応急復旧活動に必要な資機材や燃料の不足、支援物資の集積や荷さばきなどの場所の確保ができなかったことなど、多くの課題がありました。東海・東南海・南海地震による被害が危惧される本県では、これらの課題を踏まえ、既存の広域防災拠点の役割や機能の検証、北勢拠点のあり方等について検討をしていきます。このため、平成24年度に学識経験者等で構成する広域防災拠点施設構想検討委員会、仮称でありますけれども、を設置し、そして、国の動向も注視しながら検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、3点目の伊賀拠点の関係であります。伊賀広域防災拠点は、本年度に工事着手し、ヘリポートの整備を3月に終える予定であります。平成24年度は資材備蓄等のための旧校舎の改修工事、それから、防災行政無線の設置工事を実施しまして、平成25年3月に竣工の見込みであります。

この伊賀拠点をどう活用していくのかということではありますが、台風や直下型地震等の伊賀地域での災害発生時に市町と連携を図り、速やかな被災者の救出救助活動、物資輸送活動などの応急復旧活動の拠点として活用していきます。また、県内の他地域で大規模な自然災害が発生した場合の支援拠点、さらには、関西方面からの支援の受け入れ窓口、このような役割も果たしていきたいと考えております。

〔46番 岩田隆嘉議員登壇〕

○46番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

防災の拠点施設につきまして、伊賀地域もああしてやっていただいております。今年度、平成24年度中には完成と伺っておりますが、今申されましたとおり、滋賀県とも、あるいは近畿圏とも近うございますし、まさかの場合は津のほうへも、やはり沿岸部へも、伊賀としてよそから受け入れたものをまた運ぶというようなことの拠点施設としては使っていけるかなというふうにも思いますので、十分な活用をできるような設備にしていきたいと思っております。

南海・東南海、あるいは東海地震3連動とよく言われておりますが、我が伊賀地域、実は安政の大地震というのがございました。1854年と伺っております。既に158年が経過をいたしております。その当時、私の家もつぶれたという記録が、あるいは言い伝えを伺っておりますが、本当に大災害であって、今もその記念の石碑が建っております。やっぱり伊賀地域も、災害、あるいは直下型地震の発生の地であるということがございますので、これから先、やはり備えあれば憂いなしと、昔の言葉のとおり、十分な対策を講じていただくことを要望しておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今議会で議案として新エネルギービジョンの策定について上程されているところですが、県のエネルギー対策に関する質問をさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、東日本大震災以降、国民、県民の省エネルギーに対する

意識は非常に高まってきております。各電力会社の管内において、原子力発電停止に伴い、昨年の夏、今年の冬の電力の供給不足が大きく報道され、一般家庭のみならず、官公庁や産業界でも省エネルギーに取り組まれております。同時に、これからのエネルギー確保を考えると、新エネルギーの活用が大きく注目を集めております。新エネルギーの一つである太陽エネルギーは無限に存在し、メガソーラーの設置が各地で検討されている状況について、報道で頻繁に目にするようになってきております。

本県でも、太陽光発電による木曾岬干拓地の有効活用について、先般報道されていたところですが、私のほうからは、同じ新エネルギーである風力発電に関し、県の取組について質問をさせていただきます。

伊賀市と津市にまたがる青山高原は、早くから風力発電の施設が設置されております。平成11年2月に750キロワットの風車が4基設置され、3000キロワットの発電容量でスタートいたしております。その後、平成15年から22年にかけて順次整備され、現在は51基の風車が総発電容量7万2000キロワットの規模で稼働をしております。現在、さらに40基の増設計画が民間資本によって進められており、これが完成すると、1カ所、風力発電設備としては国内最大規模のものになると聞き及んでおります。発電そのもので得られる電力が有効に利用されるのは当然ですが、観光資源としても大いに活用できるのではないかと期待をしているところです。

そこで、質問をさせていただきますが、今後、県では風力発電の推進にどのように取り組んでいこうとされているのか、お聞かせをください。よろしくお願いします。

〔小林清人政策部長登壇〕

○政策部長（小林清人） 風力発電についてお答えいたします。

風力発電など、新エネルギーの導入については、やはり今、東日本大震災後における安全で安心な地域エネルギーの創出という観点、それから、地球温暖化対策、それに、産業振興への貢献という観点からも大切だと思っております。また、新エネルギーの導入に当たっては、三重県の地域資源や地域

特性を生かしていくということが大切であるというふうにも考えております。

風力発電については、三重県の地域特性や再生可能エネルギーの固定価格買取制度、まだ額は決まっておりませんが、固定価格買取制度によってさらなる展開が見込まれております。

風力発電については、技術的にはほぼ確立されておりますので、新エネルギーの中でも事業採算性の確保が期待できることから、比較的風の状況がよい三重県については、先ほど御指摘がありましたように、7万2000キロワットの施設が立地しています。この7万2000キロというのは発電規模でして、1年間の各事業者が出しております予想発電量という形でいきますと1億8200万キロワットでございまして、これは、一般家庭に換算しますと約5万世帯分の使用電力に相当するという形になっております。

こうした形で発電事業者を中心にした導入が進んでいるわけですが、県としての取組でございまして、今後も風力発電につきましては発電事業者が主体となって進めていただきたいと考えておりますが、県としても市町とも連携しながら、発電事業者に対しまして、自然環境や住環境との調和を図って円滑に事業を進めていくように、なるべく早くから調整とかそういうものについての働きかけをしていきたいと考えております。

また、メガソーラー事業と同様に、風力発電の立地をする際に、例えば、新エネルギーの理解を深めるための学習施設を事業者が設置することなどございましたら、そういう発電事業者が行う地域貢献策について支援をしていきたいというふうにも考えております。

一方で、近年指摘されております騒音や低周波音というものにつきましては、こういう課題につきましては、全国的なレベルの課題でございまして、その解決に向けて国のほうにしっかりと働きかけていきたいというふうにも考えております。

なお、小さいものですが、他県では市民の出資で風力発電を設置、運営するような事例もございまして、このような事例を参考にして、地域のコミュニティー単位でこういう発電に取り組む仕組みづくりなどがあれば、

そういうものについても支援していきたいというふうに考えております。

観光については、確かに最近映画なんかでもよく風力発電の施設が出てきますので、そういう観点からも検討していくということが大切だというふうに思っております。

以上でございます。

〔46番 岩田隆嘉議員登壇〕

○46番（岩田隆嘉） 今、御答弁いただきましたとおり、青山高原には本当に、今、7万2000キロワットということで、5万世帯の供給分だと言っていただきました。片や木曾岬干拓地80ヘクタールで、せんだってお聞きしたところによりますと4万キロワットということでもありますので、その倍の容量を今度もまた新しい民間企業によって取りつけられるということで、大いに期待をいたしたいと思いますが、あのところの施設について、今、環境評価や森林法に基づく保安林指定解除手続だとか林地開発許可手続が必要であり、さらに、青山高原は国定公園、自然公園法に基づく設置の許可手続が必要であると聞いております。国との協議の必要性、あるいは手続もあると思いますが、これからの手続について予定どおり進めていただき、青山高原の風力発電が順調に整備されることを希望いたします。

地域として、太陽光発電は昼ですが、風力発電は夜もできるということでもありますし、もちろん風速に左右される部分があると思いますが、あの地域は非常に風当たりのよい地域だというふうに聞かせてもいただいております。低周波音問題は、前に設置されたところにおいては、その近隣、1キロ以内のところでしたか、そこには問題も生じているそうでありますが、まだ科学的根拠、原因がわからないということでございますので、これから先、それらの解明も行ってもらえるものかなと期待をいたしておりますが、ただ、もう1点、青山高原には東海自然歩道がございます。今度、民間企業でしていただくということになれば、それらのこともあわせて、あそこの地域の開発、観光の拠点として利用していただけるような設備にいただければなど強く要望をさせていただいて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

ます。

最後には、いつものことながら、伊賀地域でございますので、道路整備についてお尋ねをいたしたいと思っております。

近年、財政状況の悪化や社会保障関係費の増大等の影響により、国における公共投資が大幅に削減されてきておりますが、我が三重県においてもその例外ではありません。私は、厳しい財政状況等は一定理解するものでありますが、今後もやはり真に必要な社会基盤整備については行っていく必要があるのではないかと考えております。中でも道路は、災害時の復旧、復興といった防災面、緊急時の救援、救助といった医療面はもとより、地域の産業や観光振興などで非常に重要な社会基盤整備であると思っております。県内の道路整備はいまだ道半ばであり、例えば、一般道路の改良率は全国39位、高規格道路の整備率は全国38位と、いずれも低い状況でございます。

そこで、今回、私の地元である伊賀地域の基幹道路網の整備について2点ほどお聞きをいたします。

まず、名神名阪連絡道路についてであります。

名神名阪連絡道路は、名神高速道路、新名神高速道路及び名阪国道を南北に結ぶ広域のネットワークとして、伊賀・甲賀地域の産業や観光振興などの活性化に大きく寄与するとともに、災害時のリダンダンシーの確保に重要な役割を果たす道路であります。名神名阪連絡道路は、平成13年に全線が地域高規格道路の調査区間に指定をされましたが、その後、大きな進展がないまま今日に至っております。

次に、国道422号の三田坂バイパスについてであります。

この国道422号は、滋賀県大津地域と三重県内陸部を経て紀伊長島を結ぶ基幹道路でございます。特に伊賀地域にとっては、両県の交流連携の促進や地域産業等の活性化に不可欠な道路でございます。しかし、三重県側の伊賀市諏訪と三田間の間は大型車両が通行できず、幅員が狭小でカーブも多く、非常に危険な状態であります。また、台風時には雨量規制により長時間通行どめとなるなど、利便性や安全性に支障を来しております。そこで、県にお

いては平成8年度から、三田坂バイパスの事業に着手していただいているところ です。

そこで、お聞きします。

名神名阪連絡道路の早期整備に向けての取組状況や今後の対応方針についてお聞かせをください。また、国道422号三田坂バイパスの取組状況と今後の整備見込みについてもお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願ひ します。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** それでは、名神名阪連絡道路、それと、国道 422号の整備についてお答えいたします。

名神名阪連絡道路、三重県側から見ますと、伊賀市の名阪国道から滋賀県 境を越えて新名神高速道路、さらに名神高速道路まで約30キロメートルござ いまして、全線地域高規格道路、まだ調査区間という状況でございます。ま だ事業には着手されておられません。

現在の取組状況ですが、今年度としましては、関係機関であります国土交 通省の近畿地方整備局、それから中部地方整備局、滋賀県及び三重県の4者 で調整会議を開催いたしまして、地域の課題の抽出や事業の進め方などに ついて、事業化に向けた調整を行っておるところでございます。

今後ですが、関係機関と協力し、道路の役割機能とか構造等について検討 を進めていくとともに、国が事業主体となって早期に整備されるよう働きか けていきたいと思っております。

次に、国道422号三田坂バイパスですが、伊賀地域から新名神高速道路の 信楽インターチェンジへのアクセス道路としても重要な役割を担うと考えて おります。ただ、伊賀市の諏訪地区から三田地区の区間が未改良ということ で残ってしまして、この区間、平成8年度から延長5.1キロメートルの三田 坂バイパスとして改良事業を行っております。これまでに伊賀市側の、市街 地側の三田地区で900メートル、滋賀県側の諏訪地区で700メートル、合わせ て1600メートルを供用し、事業の進捗率、予算ベースでいきますと4割強と

いうところでございます。残る中間部分で3.5キロ、3500メートルほどございますが、ここに1500メートルほどのトンネルと橋が4橋、まだ整備が残っております。順次これらの整備を進めまして、早期の完成に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

〔46番 岩田隆嘉議員登壇〕

○46番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

こんな経済事情の中で、国の予算だとかいろんな兼ね合いがあると思います。こんな中で、もちろんすぐにはまいらんとは思っておりますが、まず、名神名阪連絡道路については、地元として以前から、新名神高速道路がつく前から、新名神高速道路と名阪国道、この間は10キロメートルでございます。三重県側が3キロメートル、滋賀県側が7キロメートルと。その後、八日市の名神高速道路まで20キロメートル増やして、今、名神名阪連絡道路という名前になっておりますが、地元の皆さん方、甲賀市の方々も伊賀市の方々も、調査区間にはなっただけでも、これから先、それを整備区間に格上げしてほしいという中では、名神名阪連絡道路を整備区間に格上げを実現する会ということたびたびやっただき、熱意が盛り上がっております。

この道については、先ほども4者でもっていろいろ連絡会議をしながら順次進めていくということですが、当時、10キロメートル区間の新名神高速道路と名阪国道の連絡道路については、手法はどうであれ、構造だとか法線については既に決まっておったような気がいたします。こんなことを踏まえては、やはり三重県としてやっていただかなければならんことは、30キロメートルのうち1割の3キロメートルが三重県だから、滋賀県側が積極的にやってくれば三重県はついていきますよということよりも、やはり三重県が主導をとってやっていただく、こんなことがこの際は必要であろう、そして、滋賀県側に強く要望していただくということが必要かなというふうに思っておりますので、この点、三重県として、あるいは中部としてしっかりと、近畿のほうに、滋賀県のほうに申し入れをしながらこれから先進めてい

ただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それと、422号三田坂バイパス、1500メートルのトンネル工事ということで、これは近々入っていただく予定だと聞かせてはいただいております。しかし、こんな予算状況の中で果たしてどうなるのかなと、本当に心配をいたしております。

以前に、初め104億の予算から九十数億まで何とか節約をしてやっていこうという話も聞かせていただきました。途中で平成29年度供用開始と建設事務所からはしっかりと答弁もいただいております。この点について一言だけ、どうでしょうか。できるでしょうか、できないでしょうか。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 完成予定でございますが、残りが6割ほどの予算がまだかかるということで、最優先で予算確保に努めたいと思っておりますが、私、供用予定まで明確に今、言うことはちょっと控えさせていただきますと思います。済みません。

ただし、もうここまでやってきましたので、この残っている部分が完成しないと今までやった部分が全然生きてこないということもございますので、最後までできるだけ早くやり遂げたいと思っております。

〔46番 岩田隆嘉議員登壇〕

○**46番（岩田隆嘉）** じゃ、よろしく願いをいたします。

最後になりますが、伊賀でございますので、ここで一句と、いつも言われておりますとおり、「忍者道 伊賀と甲賀に 春を呼ぶ」。よろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

○**副議長（中村進一）** 本日の質問に対し関連質問の通告が2件あります。

最初に、貝増吉郎議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○**6番（栗野仁博）** 議長のお許しをいただきましたので、貝増吉郎議員の質

問に対する関連質問をさせていただきたいと思っております。

お気づきかと思いますが、今日、昼からずっと伊賀で続いております。先般も申しましたように、今日も俳句はやりませんので、よろしく願いいたします。

防災計画推進についてということなんですけれども、先ほど岩田議員のほうからもいろいろお聞きいただき、私が聞きたいことと少しかぶっておりますので、そのあたりもプラスアルファというところでお話しさせていただきたいというふうに思っております。

貝増議員の質問の中で、北勢の防災拠点、これからというお話をいただいておりますけれども、やはりどこに持っていくにしても市町の連携というのは絶対に必要になってくるというふうに思っております。さらに、例えば、一例を挙げますと、木曾岬町なんていうのは本当に、北の端と言うと言い方が悪いかもしれませんが、ひょっとしたら愛知県と連携を組んだほうが良いというケースも出てくる可能性もなきにしもあらずかというふうに思っております。先ほど来、岩田議員が聞かれておりました内容の中に、やはり伊賀もいろんな隣県と接しておると。ということは、物資であったり、もしくは防災連携であったりというのは近県とやっていくべきである部分も出てくるというふうに思っております。

そういった中で、全県的に考えた際に、やはりこれから、先ほど知事もおっしゃられておりましたが、バックアップの支援体制というのも大事になってくるというふうに思っております。特に沿岸部がどうしても壊滅的な打撃を受けてしまったというときには、伊賀から、もしくは他県からというような物資の輸送というのも考えていかなければならない。特に、岩手県の遠野市なんかですと、皆さんも御存じのとおり、バックアップ拠点としてかなり機能したと。実際にそれは、ある意味、市長の専決というのか、独断でやっておったというふうにも伺っております。

そういった中で、まず、三重県としてバックアップ拠点の整備のために予算化であったり何かつくっていくというようなことを考えていただいております。

のかということをお伺わさせていただきたいと思っております。

○防災危機管理部長（大林 清） 広域防災拠点の検討の中では、どうしてもが必要かという機能の検討の中では、そういった東日本大震災等も踏まえた広域災害のときに、あるいは県内でも大きな災害が起きたときにどういう形で支援ができるかという意味合いでのバックアップ機能というのは大事な論点だというふうに思っておりますので、全国の事例とか、あるいは国の取組の動向なんかも踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

やはりおっしゃるとおりで、いろんな地域の例を一つとって勉強するもよし、やはり29市町と連携をとってやっていかなければならないことであるというふうに思っております。

そういった中で、昨年ですけれども、三重県緊急地震対策行動計画が出されました。これは、鈴木知事が就任されて、県政の1丁目1番地であるということで、防災についての、特に地震に関しての行動計画であるというふうに思っております。（現物を示す）こちらがその内容といいますか、物なんですけれども、去年の10月に発行されておるものだというふうに伺っております。これは、特に津波というのの一つテーマを置いて、実際どういった形で逃げるのかとか、もしくは生きるためにはどうしたらいいのかというような、事細かな動きというものが書かれておるというふうに思っております。

その中で、ページでいいますと13ページ、4番、市町との意見交換というところがございます。先ほど、午前の貝増議員の質問の中でも、これからも市町と連携をとって防災計画を突き進めていかなければならないというようなこともおっしゃられておりましたし、実際これからもそういう方向だというお話をいただいておりますが、実は、この三重県緊急地震対策行動計画、去年の10月に発行されておるんですけれども、この中にはこういう文言が書

かれています。平成23年7月7日開催の三重県市町等防災対策会議において、三重県緊急地震対策行動計画の策定方針とスケジュールを示し、全市町との意見交換を行いました。その後、各県民センター単位で市町との意見交換を行い、市町のニーズ把握に努めましたと。平成23年9月からは、津波浸水予測調査の概要や、この計画の素案を示しながら、市町との意見交換を重ね、計画策定の参考としました。この後に市町からの意見等々が書かれておるといようなものでございます。

しかしながら、実を言いますと、部長は御存じかどうかわかりませんが、伊賀市には何のお伺いも立っておりません。確かに津波のないまちでございます。今回の緊急地震対策行動計画というのは、やはり津波からということが大きな目的であったというふうに伺っております。

しかしながら、先ほど伺いましたように、伊賀市の役割って何なのか。地震が起こったときに、確かに津波は来ない。しかしながら、被災したところに対してのバックアップをしていかなければならない。そういう機能が求められる可能性も出てきます。

そういった中で、（現物を示す）三重県緊急地震対策行動計画というのをまとめられるに当たって、全市町に声をかけていないにもかかわらずここに話をしたと書いていただいているというのはいかがなものか。そちらに対してまず答弁いただきたいと思います。

○防災危機管理部長（大林 清） 7月、8月の時点で伊賀市への説明が少しおくれたことはあったのかなという記憶がございますけれども、津波浸水の説明を中心にしていたということで、少しスケジュール的なところに問題があったというふうに考えております。

しかし、その後、津波浸水予測の策定とか三重県緊急地震対策行動計画は、津波だけでなく揺れる耐震の取組等々もやっておりますので、そうしたことについて、9月、12月、1月と、意見交換を県民センターを単位にするとか、全市町の方々と意見交換をさせていただくという形で、その後も意見交換をさせていただいておるところでございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 部長、うそでございます。一回も意見交換は行われておりません。先ほど実は、私、ちょっと抜けさせていただいて市から資料をいただいていたんですけども、県民センター、第1回意見交換とか、（現物を示す）ここにスケジュールが載っておるんですけども、伊賀県民センターは一つも載っておりません。さらに、県民センターのほうから伊賀市に対してお伺いが立ったんですけども、そのときにはこの行動計画は既にでき上がっていて、それを持ってきたというのが事実でございます。ということは、（現物を示す）ここに書かれております各市町から意見を募ったというのは全く反映されていないというのが現状でございます。

この現状をどうにかしろということではなくて、今後、こういう地震対策等々、災害に対する対策計画を練る場合において、やはり全市町の役割というのをこれからは明確にしていって、さらには、県として、例えば市が用意しているものをわざわざ用意する必要はないと思うんですね。今後、伊賀にも防災拠点ができます。例えば、県として準備するもの、もっと言うと、市が別のところで用意しているものがあると思うんですね。これをいろいろリンクさせてしていかないことには、それこそ経費といいますが、税金の無駄遣いになってしまいますし、そういったことを綿密に連携をとってやっていくべきであります。

ですので、（現物を示す）今回の計画に関しても、例えば各市町の防災危機管理部長がいらっしゃるのであれば、一堂に寄せて、そこで話をして県としての方向性を進めていく。こういったやり方をしていかないとかどこかでねじれが生じてくる。さらには、何や、うちはもう入れてもらっていないんやからということですねてしまうところも出てくると思いますので、今後はぜひとも伊賀市も仲間へ入れていただきたいと思いますし、全県的に考えていただかなければならないことであるというふうに思います。

最後に、部長、一言お願いします。

○防災危機管理部長（大林 清） 三重県緊急地震対策行動計画を平成24年度

しっかりやっていく上でも、全市町の方々と意見交換をし、一緒にやっていくという考え方、思いは変わっておりませんので、そこはしっかりやっていきますし、当然、三重県新地震対策行動計画の策定にも入ってまいりますので、29市町の方々と意見交換しながらしっかりと取組を進めたいと考えております。

〔6番 粟野仁博議員登壇〕

○6番（粟野仁博） ありがとうございます。

これから防災・災害対策というのは本当に大きな意味でやっていかなければならない。特にお金だけじゃなくて、理念、ロジックというのも大事であると思いますので、ぜひともしっかりとやっていただきますようお願い申し上げます。私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（中村進一） 次に、北川裕之議員及び岩田隆嘉議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。51番 西場信行議員。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 西場でございます。岩田議員、北川議員の農業振興、そして活性化プランにつきまして関連質問をさせていただきます。

ずっと質問の中でもありましたけれども、鈴木県政になって、農政にも大きな変化が出てきているかなど。もうかるというフレーズを前面に出して、もうかる農林水産業という、この政策を打ち始めたいと。そして、組織も農林水産部という統合された組織に変わっていくと。こういうことであります。

グローバリズムの流れを背景にしまして、WTOやGATTなどの黄の政策という規制の中で、行政は公的な、生産に対する直接的な支援を控えよと、こういうような方針が出てまいりました。三重県もその当時、前々知事の時代であります。大きな改革のあらしの中で、農林水産部解体、そして、農業等、第1次産業の直接支援を極力控える状況に入ってから今日まで至っておりますけれども、それに大きな変化をもたらす時期が今回来ておると、私はこういうように思っております。

そういう中で、懸案の農業農村活性化の基本条例ができ、その柱でもあります、10年間を見通す基本計画が今回出てきた。その基本計画の中心は活性化プランであります。先ほど来の質疑応答の中で、この活性化プランを毎年50集落ずつ、最終的には、2000もあると言われている三重県の農業関係集落の中で、その4分の1である500集落をこのプランによって活性化していくと、こういうことになったわけであります。

これから進めていただくわけでありませけれども、実際進めていく原動力は、今日の質疑応答にもありましたかも知れませんが、改良普及員であります。改良普及員が現場を一番よく知っております。農家とも直接やりとりをしております。改良普及員がその農村へ入って、この活性化プランにかかわって、どのようにプランをつくり、どのようにそれを実効あるものにしていくか、これが重要であると、このように思いますが、普及事業が今回の変化の中でどのように変わったのか、どのように拡充されていったのか、そのことに対する説明がありません。今ここで聞かせていただきたいと思ひます。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 普及事業は、ますます私は大事になってくると思っております。特に、そういう意味では、普及の組織自身は大きな見直しは今回しておりませんが、それぞれの地域で、先ほど申しました支援チームという形で、まさしく活性化プランをやるための専属のチームを編成しています。これは当然普及が中心になって、基盤、農政、いろんな職員が一つのチームの中で地域を支援させていただくということで、当然それぞれの専門分野がございますので、地域のオーダーに応じた、それは、普及は多分調整をしていく役割が非常に重要な役割になってくると思ひますので、多分調整マンとして機能をかなり発揮していただく、それから、技術的な指導という形も出てくるのではないかなというふうに考えております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） もう長年の懸案の中でこの基本条例ができて、それを進めていく今日の農業、農村の状況は言うまでもありません。そういう中で、これがいかに、県の出したプランが生きるか死ぬか。後ろのない状況ですよ。

そういう中で、これからの核となる普及をどうするか。鈴木知事は、現場主義、これを言われた。一番三重県政の中で現場を知っておるのは改良普及員だ。県政そのものを改良普及型に変えていくぐらいの方向があつていいと思う。そのためには、人の体制、組織の体制、そして予算、これがいい方向に変化がないといけない。説明できる内容がそこにありますか。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 予算におきましては、全体で75%という形で要望させていただきました。その中で、普及につきましては、県の部分は9割の配分をさせていただいて、他よりも重点化を図っております。ただ、国のほうの交付金が大きく実は減らされておまして、結果的には総額は減っております。ただ、来年度に向けてまた国のほうから新たな普及活動に対するメニューも示されるというふう聞いておりますので、こういうのも活用しながら活動予算を確保してまいりたいと思っております。

それと、組織については、今いろいろ工夫をしながら、中央農業改良普及センターが中心になって、各地域農業改良普及センターがどういう連携ができるかということを進めてまいりました。今回、活性化プランで、さらにそういう意味で活躍の場が新たにできてくるわけでございますけど、まだ始まって1年ですので、今後どういう体制かも、もしあればまた考えてまいりたいと思っております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） そのような説明では従来の枠を出していない。このもうかる農業を、現場主義を標榜する知事の決意を聞かせてもらっておきたいと、このように思いますが、知事におかれてはもう一つ、この活性化プランを実行していく基本計画の中の柱に例えば自給率があります。三重県の今現在の自給率42%を51%にすると、こういう基本方針が出てまいりました。国においても39%の自給率を50%にするという、新政権のもとにこういう目標が置かれた。これは期待できる、期待したい目標だ。

しかし、そういう目標をつくりながら何が起こってきたか。TPPですよ。TPPが結ばれたらどうなるか。いろんな試算がありますけれども、最も言

われておるのは、現在の39%が13%に下落するだろう。三重県においても、約1000億の農業生産のうちの480億が失われる。こういう完全に危機的な状況じゃないですか。今現在つくって、基本計画をこれから議会にかけようとするときに、それが、TPPが結ばれたら、基本計画のもと、何も立つ基盤がなくなります。このことをどのように考えておるのか。私は、三重県の基本計画をこのように議会へ提案して進める以上、TPPには完全に反対、敢然として反対していくという三重県政の姿勢が大事だ、こういうように思いますが、その決意も含めて、知事、答えてください。

○知事（鈴木英敬） まず、1点目の改良普及員ですけれども、議員御指摘のように、予算、あるいは人員というものは、この厳しい財政状況の中で減ってきているのが事実です。しかし、地域活性化プランのチームの本当に核となる人たちですから、現場での改良普及員の活動に支障を来さないように、これからの予算の配分、あるいは国への積極的な働きかけ、そういうものをしっかりと現場の皆さんとともに歩んでいくと、そういう思いでやっていきたいというふうに思っています。

それから、2点目のTPPの件であります。農業に対する大きな影響、あるいはその他メリットなども考えても、完全に反対というところをここで明言ということは少しできないんですが、慎重に判断をしていかなければならない、慎重に議論を進めていかなければならない、そして、情報をしっかりと国民に提供しながらやっていかなければならないという従来のスタンスは変わらないところでありますので、そこを思ってやっていきたいと思っています。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） また議論のチャンスを見つけて議論をさせてもらいたいと思います。

以上で終わります。（拍手）

○副議長（中村進一） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中村進一） お諮りいたします。明24日から26日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村進一） 御異議なしと認め、明24日から26日までは休会とすることに決定いたしました。

2月27日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時23分散会